

令和元年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和元年9月4日から令和元年9月18日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和元年9月9日 午前10時00分

1. 応招議員（16名）

1番 物江 政博	2番 赤城 大地	3番 横山 智代
4番 渡部 正司	5番 小畑 博司	6番 佐藤 宗太
7番 山口 享	8番 三橋 薫	9番 青木 美貴子
10番 五十嵐 正康	11番 渡部 順子	12番 五十嵐 一夫
13番 水野 孝一	14番 酒井 育子	15番 猪俣 恒雄
16番 古川 庄平		

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤 仁一	議事調査係長	佐藤 潤一
書 記	蓮沼 英樹		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	齋藤 文英	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴木 茂雄	会計管理者	若林 勝治
総務課長	大島 光昭	政策財務課長	荒井 敏之
生活課長	村山 隆之	建設課長	板橋 正良
産業課長	五十嵐 吉雄	教育課長	青木 睦昭
子ども課長	佐藤 美千代	監査委員	仙波 利郎

◎開議の宣告

◎議長（古川庄平君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

◎議長（古川庄平君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 2 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（古川庄平君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、5 番、小畑博司君、6 番、佐藤宗太君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（古川庄平君）

日程第 2、これより一般質問を行います。

まず、議会を代表しての質問を行います。

通告により、13 番、水野孝一君、登壇願います。

◎13 番(水野孝一君)

議長、13 番。

◎議長（古川庄平君）

13 番、水野孝一君。

◎13 番(水野孝一君)(登壇)

皆さんおはようございます。13 番、水野孝一でございます。傍聴者の皆さん、大変今日はご苦勞さまでございます。一発目に代表者質問ということで、今回で 2 回目なんです、私に白羽の矢が立ちましたのでさせていただきます。

それでは質問いたします。はじめにですね、公共交通のあり方についてであります。昭和の時代は鉄道、路線バスが国民の足として欠かせないものであり、どこに行くにも大勢の客で混んでいたものであります。車の時代になって、国民生活が豊かになり、いわゆるモータリゼーションで今や 1 家に 1 台どころか 1 人 2～3 台所有するまでになりました。

私たち団塊の世代は 16 歳で自動 2 輪や軽自動車の免許を取得しまして、18 歳で普通免許を取得する時代でありました。車を乗り始めてですね、あれから 50 年というような時代になったわけであります。そのころから公共交通は年々衰退し始めました。赤字の鉄道の廃止や路線バスの減、路線の減少と余儀なくされて、住民の足としては使いにくくなってまいりました。

平成に入ってから地方の公共交通は少子高齢化の進んでいる自治体にとりまして大きな課題となっています。特にわが町においては、財政の面から見ても大きな負担となっております。議会としてはこれまで何ヶ所も先進地に赴き、調査・研修を重ねてきましたが、各市町村におかれている状況や地理的な面などの違いから、当町にあった具体的な参考事例はなく、これといった決め手がないのが現状であります。

町で委託している生活バスの利用状況を見ると、朝夕の時間帯以外の乗り合いは少なく、運転手のみのバスもよく見かけられます。町民の足としての運行は難しいことではありますが、町の置かれている状況を鑑みて、抜本的な見直しを独自に行うべきだと思います。そのため、今後、町に対して議会独自の案を示すための準備を進めております。

町と議会、お互いの案を示して利用しやすい公共交通にしたいと考えますが、次の点についてお伺いします。

1、現在までの利用状況と課題は。

2、町と議会、お互いの案を示して利用しやすい公共交通にしたいが町の見解を問うものであります。

次に第2の予算編成を行う町の基本的な考えについてであります。

昭和30年の1町5ヵ村の合併と、昭和35年の高寺地区の合併により当時の人口は2万5,568人でした。現在より1万人も多かったわけでございます。昭和33年には坂下一中が開校し、坂下厚生病院が開院いたしました。昭和34年には県内町村では初めてのネオンアーチが諏訪町、仲町、本町に設置され、大通りは人で賑わい、商店街は活気に満ちあふれていました。

昭和36年12月に総工費4,025万円で役場庁舎が完成し、坂下二中の開校やその後の国道49号のバイパスの開通で、会津坂下町は交通の重要な拠点として発展してまいりました。町営住宅や各小中学校、幼稚園をはじめとして公民館、各体育館など次々と多くの施設が建設されてまいりました。町税も年々伸びて順調な財政運営ではありました。

しかし、少子高齢化が進み、人口の減少とともに大型店の出店、交通の高速化で中心商店街が衰退し、三位一体の改革による交付税の減額、教育施設の適正配置による小中学校、幼稚園、保育所建設などの大型事業により、現在の財政状況になってまいりました。この厳しい財政状況の中で行政経営プランの進捗を図りながら予算編成は至難の業であると認識しております。

財政健全化には収入の確保、歳出の削減は当然であります。事業の見直しや中止、住民サービスの低下を懸念する町民の声を耳にすることが最近特に多くなっているのも事実です。町民の理解を得るには、財政の詳細な状況や人件費などの歳出削減計画による年数を明記した具体的な取り組みについて説明会を開催すべきだと思います。町民からの賛同を得て、行政経営改革プランをさらに進めて、一刻も早く県内ワーストから脱却することです。

議会としてはより厳しく財政をチェックするため、予算特別委員会を通年設置し、詳細まで予算編成執行状況を追求できる体制づくりを検討すべきとの声が上がっております。平成30年度の決算が終了し、監査公表されたわけではあります。意見公表をど

のように捉え、次年度以降の予算編成に生かしていくのか基本的な考えをお伺いします。

1、財政の詳細な状況、歳出削減計画の取り組みについて説明会を開催する考えはあるのか。

2、平成 30 年度決算の監査公表をどのように捉え、次年度の予算編成に生かしていくのか、基本的な考えを伺い、壇上よりの質問といたします。

◎議長（古川庄平君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

みなさんおはようございます。

13 番、水野孝一議員の議会を代表してのお質しについてお答えいたします。

はじめに、第 1 の 1 についてお答えいたします。

人口減少と少子高齢化の進行により、我が町におきましても児童生徒の通学や高齢者の生活を支える手段である公共交通の存続が大きな課題となっております。

J R 只見線につきましては、令和 3 年度に会津川口駅・只見駅間の運行再開が予定されております。これにより会津若松駅・小出駅間が全線開通となるため、只見川沿線の四季折々の絶景秘境路線としての鉄道ファンやインバウンド客に魅力を十分に伝えることができるものと期待しております。

一方で、生活バス路線につきましては、町内委託路線が 6 路線、複数の市町村をまたぐ地域間幹線系統が 3 路線あり、いずれも通学時間帯の利用は多いものの、それ以外の時間帯の利用は少ないことが課題となっております。また、運転免許証自主返納者の増加が予測されることから、高齢者の生活を支える生活バス路線となるよう、そのあり方が問われております。

町では、バス路線について隣接する市町村との連携により、乗降調査を実施し、バス利用者の実態やニーズの把握に努め、適切な運行ルートと運行本数の調整や、利用者の利便性向上のため、停留所の位置や運行ダイヤの検討を行ってまいりました。また、平成 27 年度から平成 29 年度まで「商店街と公共交通が連携した復興まちづくり事業」として運転免許証自主返納者及び 65 歳以上の方々に対する回数券の交付、商工会・地元商店との連携により割引や特典が受けられるサービスの提供を実施してまいりました。

しかしながら、高齢化の進行に伴い、バスの利用者の増加を計画しておりましたが、路線バス利用者の減少には歯止めがかからないことが予想されることから、現在の形態である路線バスにこだわらず、先進事例等を調査し会津坂下町に合う地域公共交通について研究してまいります。

次に、第 1 の 2 についてお答えいたします。

議会の取り組みにつきましては、行政調査において第三セクター鉄道やデマンドバス等、公共交通に関する調査研修の実施について報告されております。町といたしましても、沿線市町村と連携した公共交通に関する研修会等に参加し検討を進めておりますが、公共交通の維持に係る財政負担が増大している中で、根本的な課題解決策の実施には至っておりません。

議員お質しのとおり、住民にとって利用しやすい公共交通の実現に向けた抜本的な見直し等につきましては、議会からのご提案を受け、町の施策として実施していくべく、お互いに研究・協議しながら、住民の生活を支える交通手段を確保するとともに、誰もが利用しやすい公共交通にしていきたいと思いますと考えております。

次に、第2の1についてお答えいたします。

現在、町では、令和6年度までの第六次会津坂下町振興計画の前期計画期間の5年間を財政健全化最重点期間と位置づけ、財政健全化に向けた取り組みを強化することとしております。

行財政改革につきましては、これまで第2次行政経営改革プラン等に基づき、自立する自治体を目指し、歳出の削減等、財政基盤の強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、教育施設適正配置による施設改築等の起債の償還がピークを迎え、財政調整基金も本来の役割を果たすことができない規模まで縮小していることから、今後厳しい財政運営を強いられることが想定されます。

財政シミュレーションでは、財政調整基金の繰り入れによっても、令和4年度から令和7年度までの収支が赤字となることが示されております。現在、この状況の解消を最大の目的とした財政健全化を図るため、財政の詳細な分析や歳入の確保、歳出削減計画である「会津坂下町財政健全化アクションプラン」を策定しております。財政健全化アクションプランにつきましては、後日お示しをさせていただきますが、当然ながら、町の財政状況、アクションプラン及び行政経営改革プランに基づく財政健全化については、行政のみならず、町民の皆様と情報を共有すべきであり、ご理解・ご協力いただきながら取り組む必要があると認識しております。

財政健全化アクションプランの取り組みについては、広報あいづばんげ等によりご説明をさせていただきますが、特に住民生活への影響の多い取り組みについては、財政状況とあわせて、町の長期計画である振興計画もスタートすることから、住民説明会を開催し情報の共有を図り、ご理解・ご協力をお願いしてまいります。

これまでも、町民の皆様には、財政上の理由から庁舎建設の延期をはじめ補助金の削減や事業の休止等、住民サービスの低下や町政運営に対しての不安を招いていることに対して、大変申し訳なく心苦しく感じているところであります。住民サービスの低下を最小限にし、住民福祉の向上が図られるよう、早急に財政健全化の道筋を示すことで、町民のまちづくりへの期待・意識の低下を招くことがないように、努めてまいります。

次に、第2の2についてお答えいたします。

平成30年度の決算審査につきましては、7月に財務事務及び事業の執行について、詳細に審査・ご指導をいただき、8月9日には、監査委員から職員に対して、直接講評を

いただいたところであります。

監査委員からの意見につきましては、財政の健全化に関すること、行政運営の効率化に関すること、効果的な住民サービスの提供に関すること、業務として改善すべきもの等、多岐にわたっており、一定程度の評価をいただいた項目があった一方で、さらなる改善、調査・研究が必要である事項について指摘がなされております。

また、本定例会における決算特別委員会においても、議員各位から今後の町政運営に対する様々なご意見・ご指導がいただけるものと考えております。

町としましては、これらのご意見等を十分踏まえたうえで効率的かつ効果的な行財政運営、予算の確保、事業の執行、職員の意識改革等に取り組んでいかなければなりません。決算審査意見書のご指摘にもあるとおり、行政経営改革プラン等の確実な進捗による経常経費の削減に努めるとともに、住民満足度を高めるための必要性の高いサービスを効果的・効率的に提供できるよう令和2年度当初予算の編成にあたってまいります。

当面は、財政の健全化と住民サービスの維持向上といった相反する課題に向き合わなければなりません。町民の不安を払しょくし、満足度を高めることができる長期的な視点に立った自治体経営を展開してまいります。

◎議長（古川庄平君）

再質問があればよろしくお願いします。

◎13 番(水野孝一君)

議長、13 番。

◎議長（古川庄平君）

13 番、水野孝一君。

◎13 番(水野孝一君)

それでは再質問だけさせていただきます。

1 の 1 番ですが、この利用状況、この課題についてですね、議員の中からも自分なりの調査をして役立ててくれというようなことで細かい分野でですね、提言などが出されております。こういったこれからもとでにして議会の案をまとめていかなければならないかなというふうに思います。

それからですね、最近 80 歳前後の方と結構お話する機会がございまして、中には免許を返納された方、最後の書き換えをされた方、両方いらったんですが、まずバスには乗らないというんですね。なぜ乗らないかというバス停まで遠いし、やっぱり玄関から玄関までというような考えの方が多くいようございまして。

その裏付けを探ってみますとですね、ある金融機関で出した 4～5 年前のデータなんです、会津坂下町は 1 戸当たりの所得が 1,000 万以上というのが、北海道を除くとなにか一番らしいですね。それだけ同居率も高いのかもしれない。

全国では東京都を除くと 67 位、かなり上位にいますということで、これが全ての方持っているとは限らないんでしょうけども、預金のほうも県内では借金と違ってワーストじゃない。良いほうの上位だというような話も聞いております。そんなこともこのバスの

公共交通に関してはそういったことも頭に置いて考えられればどうなのかなというふうに思います。

答弁にもありましたようにですね、バス利用の状況とばらつきなんです、交通弱者である高齢者の利用者が課題となっているようであります。その課題に対してですね、町はどのように取り組んでこられたのかまず1点伺います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(古川庄平君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

ただいまの水野議員の再質問に関してであります、確かに最初お話された町民の所得に関しまして、これはそういう統計が出ているとは聞いておりますけど、それが直接町の税収には結びついておりません。その辺がどの辺かということはまだ我々も調査するまでもないんですけどもわからないところであります、それは別項目として、やっぱり先ほど来出てますように、弱者に対する公共交通のあり方というのは非常にこれはどういうふうに進めていくかということで、町としましては学校等教育施設の適正配置のとき、平成23年ですか、とその後、今度自主免許の高齢者の返納とあった29年も調査を行いました。

その中でもやっぱりバス利用者の、高齢者のバス利用が多いのは通院、お医者さんに行くところにおいていただきたいということで、そういう意味では29年にバス路線を見直しまして、南幹線の二つの医院を通るように設定した経過もございます。

また、バスの待合所につきましても議会の皆さんご承知のように毎年待合所の新設補助、あるいは改修についてもいろんな形で補助を出しているところであります。当然毎年のように利用する案件がありますので、そういうところには支出をしております。

また、先ほど来出てますように、やっぱり昼間の交通機関がないということで、これはもう昔からですけど、デマンドバス、あるいはジャンボタクシーを使ったデマンド交通ができないかという非常に大きな意見は出てたんですけど、町としましてはやっぱり収支、利用度を考えた調査をした結果、財政負担が大きすぎてできないということは何度もやっぱり議会の中でお示ししたとおりであります。

ただいつまでもそうは言っておられませんので、これからはタクシー券の補助とか、あるいはこれもなかなか難しいんでしょうけども、コミュニティーバスのものも考えていかなきゃならない。そのためにやっぱり生活路線バスそのものの自体を通学路線とはまた別な形で考えなきゃなりませんので、そういう意味では体系的なものも非常にこれからいろんな形でやっていかなきゃなんないと思います。

そういう意味では、先ほど来議員の皆様、いろんな行政調査でいろんなところに行っておられますので、そういうことを踏まえながら一緒になってこれからの交通を考えていかなきゃならないと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎13 番(水野孝一君)

議長、13 番。

◎議長（古川庄平君）

13 番、水野孝一君。

◎13 番(水野孝一君)

それでは1の2についてなんですが、最近は新聞とかでもいろいろ出てるんですが、相乗りですね、それこそライドシェア、デイスサービスの送迎との相乗りなんていうことで出てるんですが、これすぐでるということもできないんでしょうけども、私考えるには、私的の意見でもあれなんですが、この町はそんなに広い町じゃございません。先ほども申し上げましたとおり、免許返納者、80歳以上の方がバスは利用しないよと。玄関から玄関まで送り迎えしてもらうよという考えの方があらかたなんですよ。ですから、タクシー利用というのも一つの手だと思います。これはやっぱり早急に考えるべきではないかなというふうに思います。

それから、今の80代の方というのは年金で言う和我々の年金から見ると数段上にもらってますしね、割合裕福な方が多いのかなという気がします。それはそれでみんながもらっているわけではありませんので、そういったことも考えてですね、タクシーの利用というような考えはあるのかどうか伺います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

この件につきましても、今ほどお話ししましたようにやっぱりタクシーの補助券、相乗り、そういう意味ではコミュニティーバスも同じでありますけど、これについては学校適正配置統合したときにバスの通らないところにタクシーを利用した経過があります。そういうことも踏まえれば、ある意味ではできないことはないかもしれませんが、その点につきましてもある程度の町の財政も必要になりますので、これから調査していく必要はあると考えております。調査していきたいと思います。

◎13 番(水野孝一君)

議長、13 番。

◎議長（古川庄平君）

13 番、水野孝一君。

◎13 番(水野孝一君)

第2に移ります。第2の1なんですが、私が議員になったころ、平成11年なんですが、その当時の3、4年の基金と地方債の残高を見てみますと、財調を含めた基金は大体9

億から 14 億ございました。それで地方債のほうで 73 億と、今から見ると 20 億以上少ないのかなという感じもします。そんな中、教育費、衛生費、充実しておりまして、ほかの自治体から見るとかなり一歩進んだ政策は行ってきたなと思います。

そういった過去も振り返ってですね、議会だけでなく、町民もですね、一刻も早く、先ほど申し上げましたが、県内ワーストから脱却する財政健全化を果たすことを望んでいるということで、そのために住民に対して一定の負担や不便をかける部分も理解を得るために住民説明会をしてほしいということを行いました。そしてそのために、その後には明るい将来の財政状況が県内ワーストから脱却できるようになるのではないかと思いますので、坂下ですね、財政が明るくなるための方策というのは、先ほどお聞き申し上げましたがもう一度伺います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(古川庄平君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

今、議員おただしにありましたように、やっぱりわが町も一時は財調基金がありました。そして当然そのころはインフラ整備をやんなきゃならない部分があったので、非常にその部分に事業でかかった部分がございます。

やっぱりここまで大きくなったのは、逆に言えばそのときの負担が大きかった部分と、そして一時坂下町も過疎指定から外れた時期があったので。その場合にやっぱり過疎債が使えないということで、そのころは地総債と言ったかな、を使ってやった部分があったんですけど、それでも間に合わない。

そしてそれと並行して先ほど来お話をしますように、学校の統合、それについてのやっぱり施設の財政負担が大きくなりまして、そのときに今ほど申し上げた起債が使えない分、財調を崩してきた分もございます。その分が今は、皆さんご承知のように後年度負担が大きくなる地方債残高が増えてきた。

ただ、ここ 3～4 年では少しずつ減らしてきて、財政指数は良くなった。指数自体良くなってますけど、やっぱり経常収支比率が高いということで、出す部分が難しくなっています。そういう意味で先ほどのご指摘にもありましたが、県からのご指摘、あるいはわが町の監査委員からのご指摘を受けまして、やっぱり自主財源の確保と受益者負担をもうちょっと考えるべきじゃないかなということでございます。

自主財源につきましては、なかなか難しい部分ありますけど、町にある公有財産、処分できるものは処分したり、あるいは使える部分があったら使えるような形で今いろんなところで発信しながら研究している部分もございます。

また、あとは受益者負担の原則ということで、非常にこれは皆様に補助金とか負担金、非常にある意味では削減させていただいて、非常に厳しい部分ありますが、その点の大きな全体にかかる分についてはこれから振興計画の説明会、町民に対して行いますので、

そのときにやっていきたいと思います。

そしてまた、個別に補助金を出してる部分につきましては、やっぱり個別の団体についてその都度はかっていきたいと思いますし、そしてもう一つ、わが町は委託料が多いということで指摘を受けております。これはやっぱり一時の政策として、町の行政に対しても民活を入れるべきじゃないかということで、民間委託が結構進んだ部分がございます。

ところがそれがやっぱり最初の計画どおりいかない中での、むしろ委託料出しても人件費にかかる部分がございますので、その辺はこれから削っていくような、調整していくような形でやっていきたいと思います。

また、もう一つはこれからのことになりますけど、社会情勢がこれだけ変わってきますというところで、町の事業とは関係ない、関係ないわけじゃないですけど、直接シミュレーション入ってない部分での財政負担が求められる部分ございますので、これから財政健全化についてアクションプラン、シミュレーションをつくりますが、これは常に社会情勢が変わるたびに、常にそれをシミュレーションを捉えながら、議会の皆さんにご相談申し上げて、少なくともやっぱり最低限の住民生活に直結する部分の財政支出は減らさないことを前提に進めていきたいと思いますのでご理解よろしく願いいたします。

◎13 番(水野孝一君)

議長、13 番。

◎議長（古川庄平君）

13 番、水野孝一君。

◎13 番(水野孝一君)

それでは最後の第2の2なんですが、先般、会津農林高校がふるさと魅力を発信する民家の甲子園ですか、これで伝統の早乙女踊りが最高賞を受賞したということで、こういった活動にも助成はされると思いますが、それと合わせましてですね、マラソン大会が中止になったというようなこともございますが、こういったことを含めて補助金に対して大変心配するものであります。

答弁にもありましたが、財政調整基金、このままでは数年後に単年度の収支が赤字になるというような試算がされているところでございます。本当に緊急事態でございます。財政上改善すべきあらゆる施策をしなければならないと理解しておりますが、しかし住民にも生活があるわけであり、我慢できる範囲にも限界があるということでは町が考えた住民サービスの維持向上とは具体的に住民サービス及び各種団体への補助金の削減をどの程度まで実施する考えなのか、最後にお伺いします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

ただいまのご質問でありますけど、ここでやっぱり数字を明記するわけはいきません。先ほどお話しましたように、補助金、負担金、いずれも支出してる、歳出してる団体がどのような部分でその財政管理というか、その収支の中でやってるかというのが問題になりますので、例えば人件費にかかる部分、事業にかかる部分、そこをやっぱり精査した上で調整してということになりますし、何回も申し上げますけども、住民生活に直結する、直接かかる部分については削減をしないということを前提に、いろんな方面での調整をしていきたいと思っておりますので、その点のご理解をいただきたいと思っております。

◎13 番(水野孝一君)

議長、13 番。

◎議長(古川庄平君)

13 番、水野孝一君。

◎13 番(水野孝一君)

それこそ代表質問ですので、これ以上しゃべると、私的な意見を述べるわけにはまいりませんので、以上で質問終わります。

◎議長(古川庄平君)

これをもって、水野孝一君の議会を代表しての質問を終結いたします。

これよりは通常の一般質問を行います。

通告により、12 番、五十嵐一夫君、登壇願います。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長(古川庄平君)

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)(登壇)

おはようございます。12 番、五十嵐一夫です。通告の順に従い、一般質問を行います。傍聴者の皆様、台風の中ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

この度私に声が届けられました。それは政治資金の収支報告について疑問があるとのことでした。私も私なりに資料を収集、分析しました。その結果、声の主と同様に私も疑問を感じました。声の主の疑問に答えなくてはいけないことと、町民にもこの事実を知っていただきたい、それぞれにご判断いただけますよう、町民がどう考えるかその判断材料として一般質問に取り上げた次第です。

もう一つは何回か質問を繰り返しました。議会の委員会にも審議をいただきましたが、都市計画における地区計画が町自身が掲げた計画の目標に一向に進まないことに質問をするものです。

それでは、通算 77 回目の一般質問に入ります。

第1に、町長の政治資金感覚を問う、であります。

齋藤町長は2年前の平成29年6月11日執行の町長選挙において見事当選されました。おめでとうございます。

政治資金規正法に基づき、平成29年の政治資金が提出されましたので拝見いたしました。

そうしましたところ、疑問に思うところがありましたので、一般質問に取り上げました。

町長の後援会、齋藤文英連合後援会の平成29年分収支報告書です。選挙の年でもあり、町長個人からの寄附がありました。そのほかに、政治団体からの寄附がありました、この金額は100万円です。この寄附は平成29年6月30日で、町長選挙の直後です。寄附した団体は自由民主党会津坂下支部です。

これだけだと、何ら疑問は出てきません。

平成29年分の自由民主党会津坂下支部の収支報告書を拝見すると、寄附の財源は、企業2社からの寄附金200万円と100万円の計300万円であります。寄附の日付は2件とも平成29年5月8日です。町長選挙の直前です。これを見比べると、このような金が流れたことになります。

政治資金規正法では、齋藤文英連合後援会や政治団体には、企業は寄附できません。これが企業・団体の政治家個人への献金の禁止です。

しかし企業・団体が政党・政党支部へは寄附できます。この金の流れをみますと、この2社の寄付が自由民主党会津坂下町支部を経由して、齋藤文英連合後援会に企業・団体の献金が流れたとみられても仕方ないと思います。

町長の後援会への自由民主党坂下支部からの寄附は、財源は先ほど申しました企業2社の寄附を財源としています、企業からの迂回寄附ではないかということです。

一つひとつの報告書を見ると、何とも思いません、合法的だと思います。しかし、この両者の収支報告書を見ると、政治資金規正法に抵触するのではないかと強い疑念がわいてくるのです。

町長の政治資金に対する感覚・見解を求めたく、次のことについて質問します。

1、政治資金規正法に抵触しないのか。

2、寄附の流れに不自然を感じるが見解を伺う、であります

第2、町の法令順守、コンプライアンスを問うであります

日本は法治国家であります、法を定めましたら法に従い粛々と業務執行をします、また国民も法に従い生活・行動をします。町に当てはめれば町も同様、町民も同様であります。昨年の9月議会で質疑応答した続きであります。

町の安兵衛通りに面した通りの2mの歩道のセットバックについてであります。対象は警察署東道路を挟んで真向かいのスーパーです。私もよく買い物に行くスーパーです。

この質問はスーパーの改築にあたり、スーパーが決まりを守って工事を行ったのか、企業の行動を問うものではありません。町当局はじめ行政側がどのような対応をしたのか、それが適正な指導・対応であったのかを問うものであります。

町の答弁として「地区計画区域内においては建築行為の前に事前協議において規定に適合するよう指導、助言を実施しており、地区計画へのご理解とご協力をいただいているものと認識しています」とのことでありました。要は町が定めた決まりについて、町自身が指導監督しているのか、それがなされたのかを問うのであります。昨年 9 月議会においては建設事務所の見解を求めなさいと申し上げたが、事前通告をしましたので建設事務所からの見解をお聞きしたい。

私は町の決まりに基づいた業務執行から逸脱した行為について、昨年 9 月議会では「公務員は法規を遵守すべきである」との答弁をいただいているが、地方公務員の服務規定に違反しているのではないか、見解を伺い答弁を求めるものです。

今回は時間があれば坂下西第 2 区画整理地区の隣地との屋根・外壁との後退距離について、及び南幹線から東への羽林地区での農地転用の件についても伺います。

それでは、次のことについて質問します。中村街道地区計画です。

- 1、町が定めた地区計画を遵守しているのか。
- 2、建築行政を指導している、建設事務所の見解は如何に。
- 3、私は、地方公務員法に抵触すると考えるが、このような業務執行は抵触しないのか、抵触する場合にどのような責任を取らされるのか、見解を求める。
- 4、中村街道地区区画整理事業は、町が目指した方向に地区計画が進んでいるのか、見解を求める。

以上で、壇上よりの当初の一般質問を終わります。

◎議長（古川庄平君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

12 番、五十嵐一夫議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 1 の 1 から 2 について併せてお答えいたします。

政治資金規正法における企業の寄附については、政党および政治資金団体への寄附は金額等の制限はありますが、認められております。

また、政党等の政治団体が行う寄附については、政治団体が政治活動を行うために設立された団体であり、政治団体がする寄附は政治活動の一環として行われるものであることから、その寄附についての制限は、適用されないこととなっております。

議員お質しの件につきましては、企業から政党への寄附および、政党からその他の政治団体への寄附でありますので、政治資金規正法において認められている寄附であり、それぞれの収支報告書にも適正に記載し、公表されていることから、政治資金規正法には抵触しないものと考えております。

政治活動を行うにあたっては、同じ考えや政治理念をもつ政党や党派に属し、その仲間と手を取り合い、その中で上部組織や関係組織等が連携を図り、お互いが支援、協力しながら政策の実現に取り組んでいくものと考えております。

また、企業や個人についても、同じ考えや理念をもつ政党や政治家を応援したいという思いがあった場合に、その応援や協力の方法は、寄附のみではなく、選挙活動としての協力等、様々な形があり、そういった応援、協力等については、法に認められた範囲の中で行っているものと考えます。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

おはようございます。私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

安兵衛通りをはじめとして、本町の地区計画につきましては、地区内における良好な市街地環境の整備や景観の保全を図ることなどを目的に定められたものであり、平成7年12月11日に都市計画法に基づく都市計画決定がされております。

現在、本町では、都市計画法に基づく地区計画区域内における建築行為の届出について、その行為が地区計画に適合しないと認めるときは、指導、助言を行っております。この場合においても、ほとんどの方については地区計画に適合するような計画に変更するなど、ご協力をいただいております。しかし、適合しない場合の取り扱いについて、本町では建築基準法に基づく建築制限条例を制定していないため、地区計画への協力を要請するに留まり、設計内容の変更など建築行為そのものを規制することはできない状況にあるため、どうしても地区計画にご協力いただけないという事例もございます。

次に、2についてお答えいたします。

地区計画区域内における建築行為について、会津若松建設事務所の見解は、町が建築基準法に基づく建築制限条例を制定している場合は、条例に従った、条例に沿った指導を行うが、条例を制定していなければ、建築行政の中において指導等を行える立場にならないというものであります。

次に、3についてお答えいたします。

地方公務員は法規を順守する義務があります。地区計画に関する届出に係る事務についても、都市計画法に基づき指導、助言等を行っており、町として法令上の範囲で対応しているものと認識をしております。なお、より確実な対応とするため、新たに「地区計画の届出等に関する事務取扱要領」を制定し、本年度より運用を開始したところであります。

また、「地方公務員法に抵触する場合にはどのような責任を取られるのか」につきましては、不適切な事務処理があったという判断がなされれば、町の規定に基づき処分を受けることとなります。

次に、4についてお答えいたします。

中村街道地区計画導入の目的は、景観に配慮した街並みを整備し「広域的な人を集めるまちおこしの拠点としていこう」としております。議員お質しの「町が目指した方向に地区計画が進んでいるのか」についてであります。中村街道沿いは、歩行者空間を整備し、併せて商業業務集積地区として整備することで安兵衛通り商店街として町の顔づくりを考えていく計画であり、本計画については、多くの方にご協力をいただいていることから、歩行者空間については、おおむね町が目指した方向に進んでおります。しかし、商店数が少ないことから商店街としては未だ発展途上にあるという認識であります。

一方で、計画決定から25年近くを経過し、街道沿いの個人商店においては、後継者問題などに直面しており、商店街を形成していくうえで、計画決定当初には想定していなかった課題も生じております。

今後の中村街道地区計画の在り方につきまして、様々な課題はございますが、計画決定時の思いを尊重し、ご理解とご協力を引き続きお願いしながら、目的の達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

◎12番(五十嵐一夫君)

議長、12番。

◎議長(古川庄平君)

12番、五十嵐一夫君。

◎12番(五十嵐一夫君)

それでは、再質問をさせていただきます。第1のほうです。

今回のですね、2社の寄附なんですけども、ちょっと不自然なところがありますので、2社の寄附はね、同じ日、この日は5月連休明けの月曜日、金出し入れ、企業も銀行も忙しい日であるんですね。こんな日にですね、同時寄附、同日寄附は一つ不自然であります。時系列の金の流れを自民党坂下町支部の28年からの繰越金は51万円であります。この2社の寄附がなければ齋藤後援会への100万円の寄附はできません。

齋藤後援会は29年6月15日に日付のない支払を計上しなくても17万円ほどの赤字になってます。6月30日に自民党坂下支部よりの寄附で支払をして、29年、最終的に18万円の繰越金となっています。

この年、29年は町長選挙の年であります。この2社はなぜこの年だけ自民党坂下支部へ寄附したのか。27年、28年の自民党坂下支部へのこの2社からの寄附はありません。なぜこの年だけなのか。27年の県議選のときのほうが自民党坂下支部にとっては重要な時期ではあるが、自民党坂下支部への2社からの寄附はありません。

収支報告の担当者は、齋藤後援会、自民党坂下支部、県会議員後援会、三つとも同一

人であります。27、28、29 年の収支報告書の収受日が毎年 3 件とも同一日であります。会計という台所が一緒ではないかという疑問があります。いかがでしょうか。齋藤後援会の会計事務が自民党坂下支部と同一場所で行っていたのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。まず、お伺いします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(古川庄平君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

ただいまのおただしでありますけども、先ほど申し上げましたとおり、いろんな政治団体がございます。その中でそれぞれに適正に処理をした収支をしてると私は思っておりますので、ほか団体について私が申し上げる部分はございません。

そして私のところの後援会の収支報告書も規正法に則って適正に処理されていると私は考えております。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長(古川庄平君)

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

当然ね、適正に処理されているという答弁でないとうまくないわけです。不適切でしたと言ったら、これは辞職問題に発展しますから、口が裂けてもそうでありますなんて言えません。

ちょっとお聞きしますが、事務担当者とは町長も当然顔も知ってるんですけど、このお金の流れをね、承知しているのではないかと思うんです。町長後援会に事務担当者からこういうふうにお金が流れてますよというような報告とかそういったことはなかったんでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(古川庄平君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

そういう報告は一切受けておりません。それだけ申し上げます。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

わかりました。そうすると、今度は町長自身というところから離れて、今いろいろお金の流れとかいろいろ見たときに、客観的に見て、町長という立場を捨てて、一般の人だというふうに見たときに、このお金の流れに何とも思いませんでしょうか。いかがでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

この件につきましても、やはりこういう立場にあれば、正式に処理されているものであれば、自分の思いとして憶測、あるいは思い、感想を述べるべきではないと思います。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

この 2 社は自民党坂下支部に寄附したんですが、本来は諸経費、活動費のために寄附したのではないのでしょうか。まあ、推測です。我々もね、親が子どもに小遣いを与えるにしても使途については何か言うでしょう。寄附するほうがですね、本来の使い方じゃなくして、齋藤後援会に 300 万円の中から 100 万円寄附したことを知ったら通常怒るんじゃないのでしょうか。やっぱいろんな活動費のためにやったと思うんですね。

このお金の流れについて、この 2 社は知っているのでしょうか。承知しているのでしょうか。わかる範囲でお答えいただければと存じます。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

繰り返しになりますけど、ほかの団体のことについて私は一切承知しておりません。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

町長よりですね、この件でこの 2 社、自民党坂下支部から何かお知らせはなかったのでしょうか。ということをお聞きしたいところですが、これ、最後になりますけれども、お聞き、お知らせはなかったでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

繰り返しになりますけど、ありません。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

例えばですが、銀行から融資を受けて、本来の事業資金でなく、他の企業への融資などの行為は迂回融資と言いますが、まさに融資を献金に置き換えれば迂回献金と言われてもしょうがないと思いますが、いかがでしょうか。このような疑問のつく金の流れですが、報告の修正などお考えがあるかどうか伺いたします。

あと最後にですね、この今最後に私申し上げた件についてちょっと答弁いただければと存じます。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

繰り返しになりますけども、私は憶測や感想で述べるべきじゃないと思ってますので、今のご質問にはお答えできません。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

代表者、会計責任者、事務担当者、寄附した2社が密に関わり合っていると言われても仕方がないのではないかというふうに思われます。2社の寄附の一部が最後は齋藤町長後援会に寄附されたと見るのが順当ではないでしょうか。私はこのような事実を一般町民にも知っていただくために質問をいたしました。あとは町民がどう判断するかであります。私が自民党坂下支部やこの2社に真相を聞きに行くことはかないません。疑問が増幅されれば、マスコミ、メディアが取り上げてくれるでしょう。疑問なしと、マスコミ、メディアが判断すればこの件は落着くかと思います。今後の世の中の判断に任せることとして第1の質問を終わります。

次に、第2についてお伺いいたします。

町がですね、定めた地区計画、協力いただいた方とか、いただかなかった方とかあるんですけども、これ、地区計画というのは決まりです。それでね、先ほどね、条例でないからとか言うけども、第9編に会津坂下町地区計画等の案の作成手続きに関する条例、その中の要項なんです。だから決まりなんです。建築基準法みたいに条例があって、建築基準法なんてこんな厚いですよ。そのことをね、こんな条例でやるわけにいかないんですよ。

だから条例でないからなんていうそんな答弁はおかしいんです。ほかだってみんな法体系そうでしょう。みんな要項であるとか規則であるとか、いろんなこと定めるんですよ。だから、一つの決まりなんです。そういったことを踏まえていろいろ遵守しているのかということなんですけども、ガソリンスタンドさん、今、今回のスーパーさんのところのことでそのままにしておいた場合に、ガソリンスタンドさんのときはね、執拗に2メートル下げないとだめだとやったんだよ。

農協さん銀行さんにも協力願って、ああいったところは協力して、はい、わかりましたってということでやったんでしょう。ほかにもいっぱいあるんですけどね、この決まりをね、遵守させた方々には何と言いつけるのか、ちょっとお伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

町の地区計画については別途定めるという形で定めさせて、都市計画法に則りながら定めさせていただいているという部分でございます。実際建築基準法の中においては、条例に定めた場合については建築主事がその指導を行うという部分にもなっているかと思います。

町としましてもこの要項の中でお互いに決まりを守る。その実際にその中村地区街道沿いの形についてお願いできないかという部分では何回かにわたってお願い、設計屋さんとの協議を重ねてきたという部分がございます。

その中でどうしても大型店舗法の基準にクリアできないからそちらの部分について優先をさせていただきたいという部分でお話になったというような当時聞いております。

その中で、改めてコープさんの部分についてはさまざまな法律の改正、さまざまな社会情勢の変化等があると思います。その都度においてはコープさんとは継続的に話し合いは進めていきたい。コープさんのほうからもその規則について、中村街道の地区計画について理解はされているというふうには私どもは認識しておりますので、引き続きコープさんのほうと、大型店舗さんのほうとは引き続き話し合いは継続的に進めたいというふうには考えているところでございます。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

大規模小売店舗立地法についてということを出しますけれども、このときにね、1 年前のところなんか、駐車スペースが 14 台不足するからということあつけども、大規模小売店舗法なんか関係ないですよ。建てるときに。建築基準法といたらそれに抵触する、それもクリアして大規模店舗、小売店舗法立地法に当てはめたかったら、それにあてはまるように自分が努力して考えてやるんですよ。駐車場、買収して確保するとか、そういったことをやるべきなんですよ。

それでこういうふうにはできないからとか、クリアできないからというときに、何で手心加えるんですか。その手心加える理由についてお伺いしたい。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今、手心という部分では職員としてはその当時建設設計屋さんのほうとは同じテーブルの上で真摯に協力を要請したというふうには私のほうは認識しておるところでございます。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

こういった法令のときにはね、法令というのは血も涙もないんですよ。私もいろいろ

やっているのね。やっぱり規則に従ってやってください。それだけなんです。それを、いいですよとか何だとかというのはおかしいんです。建築確認を受け付けない調査依頼書というのあるんですよ。確認申請出すときにね。この中で地区計画の部分についてはどのように指導したのか。そのときに配置図とかそういったところを持ってきてそのとこ、地区計画なんて2メートル、ここのところは今、敷地面積に加えますよと、セットバックしてやりますよということで言ったのか、そのとこ書かなかったのか、そこについてはどういうふうに記載されているのかお伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

事前調査依頼書という部分が建築確認を出す際については町のほうに提出されます。その中で都市計画サイドとしては、地区計画があるのかどうなのか。実質的に地区計画があって、その地区計画に定めてある面積が事前に取りられているのかという部分の確認だけです。概要書の中、建設事務所さんのほうに出す部分と、センターさんに出す部分と、今民間のほうで建築確認の許可の部分がおりる部分がございますので、今回の部分についてはセンターさんのほうの受け付けという形で、概要書の部分しか、若干、実際的には建築確認の全部の書類がそろっているわけではなく、概要書の部分で都市計画サイドの地区計画に入っているのかどうなのかの確認を今回はさせていただいて、センターのほうに、設計屋さんがセンターのほうに出されたというふうに認識しております。

◎12番(五十嵐一夫君)

議長、12番。

◎議長(古川庄平君)

12番、五十嵐一夫君。

◎12番(五十嵐一夫君)

建築確認受け付けない調査依頼書のときは、ある程度の図面そろうんですよ。建物の配置図とか。そこに2メートルのセットバックの線を書いていたら受け付けの方にね、そこに判子をもらってそこ協議したなということを、町にそのときに把握をしたときに、2メートルのセットバックをしていますかっていうことで、書いてきているのかどうかなんですよ。事前受け付け前の審査のときの依頼書のその図面、多分いまここはないでしょう。

それは多分資料としてあるはずだから、そして2メートルのセットバックを書いて、わかりましたということでやって、建築確認のときにそれをやんなかったら、あとそれを記載しないで、建築確認を受けて検査済印もらったりなんんだりして、ああいった形で使用しているというのは、これは虚偽の申請になる。これは建築士が今度罰せられるん

ですよ。

ですからどこかがね、虚偽のことやってんですよ。それについて町はセットバックしたら安兵衛通りのあそこのところに2メートルを歩行者空間を設けるというその精神というのをもっていくのか、そこについて。あと千載一遇のチャンスだったんですよ、これ。あと我々生きてるうちあのままにしておいたら、もう広がらないよ。それについてどう思うのか。これは建設課長が答弁するのは町のトップの責任だから、町長がしゃべってることと私は同じだと思ってるから。やっぱりそれについてね、私もこの質問もう10何年やってんだから、それについて今まで五十嵐が必ずこれ言ってくるんだからそれやんないとやられるよということくらいちゃんと見据えておくべきですよ。

その前にクリーニング屋さんを出そうして、基礎工事までやったでしょう。やっぱそれに抵触するから基礎工事壊して、撤去してやめたでしょう。知ってるんですよ。だから、そういった決まりがあるということを。やっぱり、そのなぜ守らせられないのか。そこについて再度伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

設計屋さんの部分については、各市町村、地区計画についてはご承知置きというふうに私ども認識しております。その中で今回につきましては、2メートルの公開空地の部分についての設計が反映されなかったという部分については、今の意見交換をしてお願いはしたところでございますが、どうしても今回は叶わなかったという部分で、建築確認申請が提出された。その部分でございます。

ただ、町としましては今回が最後の機会だという部分には捉えておりません。その大型店さんがいかにこれから新しい駐車場が取得できる可能性もあります。そのときそちらのほうに駐車場が移転できるとなれば事前に入ってくる部分もございますので、絶えずその情報を収集しながら継続的に私どもは公開空地の部分の2メートルについては協力をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

◎12番(五十嵐一夫君)

議長、12番。

◎議長(古川庄平君)

12番、五十嵐一夫君。

◎12番(五十嵐一夫君)

今、協力、協力というのが決まりなんですよ。だから、決まりを守らなくちゃ建築しなければいい。今までの建物でやってればよかったんですよ、なにも。ずっとやってるんだったら、現状でずうっといけたの。やっぱりそういった建て替えとかそういったとき

にはその時点の法令を守らなくちゃいけないの。これは基本なんです。今の建築基準法だけじゃない。全般です。全部。

だから、それについて、あとこれから話していくというようなありましたけども、先方と話していくときに、私は思うんですよ。この通りにね、一回いいって言ってね、今度下げろと言ったら、駐車場代ね、駐車場が今度少なくなるから、その分損害賠償出してくれるんですかって、ここに来るんですよ。

私はそこにお店あったら言いますよ。一回いいって言って何だと。怒っちゃいますよ。だから、原点に返って、その当時に返ってもう一回話する必要があるんだけど、その辺はどのような形で交渉していくのか再度お伺いします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今年になりまして、事務取扱の要領について定めさせていただきました。施工月日は今年4月1日からということで定めさせていただいて、改めて生協さんの、大型店さんのほうには、この部分について今までの協議が、協力していただけなかった。実際要請活動行った中でも实际的に今回の建築には2メートルの公開空地設定には至らなかった。实际的にどうなんです。次、例えばなったときその部分について、地区計画についてご協力いただけるのかいただけないのか、全てが大型店舗さんとしてどういうふうに考えているのかという部分では、改めてお話させていただいて、实际的には4月になってから地区計画については理解して、实际的に次の段階で、建築確認になるのか駐車場の再整備になるのかまた別として、その際については真摯に協議させていただくという部分の回答をいただいているということでもありますので、何かことあるごとに大型店さんのほうとは協議を、テーブルは継続して開かれているというふうな形で私どものほうでは認識しているところでございます。

◎12番(五十嵐一夫君)

議長、12番。

◎議長(古川庄平君)

12番、五十嵐一夫君。

◎12番(五十嵐一夫君)

今年4月に制定したとか、別に4月に制定した。それはこれからでいいでしょう。過去なんですね、過去に建築する時点の法令が適用されるんですよ。そのときにこれは違反なのか、違反でないのか、大きく分けるとね、決まりを守っているのかいないのか。そこなんです。決まりを守るんだったら、やっぱり建築するに当たってその決まりの中でどういうふうにするかというのが、これがお店と設計者とかそういった方たちの判

断なんですよ。

なにも大規模あれにやんなくちゃいけないというわけじゃないんだから、そのときは適合しなかったらそれしないでお店やればいいわけだから。これは平成7年に当初定められたのかな。だからその当時にそういったことをやるということで定めたから、その地区の方にはもう既にみんな本来わかっていていいはずなんです。

ただ、その時間とともにそれがわかんなくなった部分があるんですね。その経営者だとか、あと変更、あとは店長だとか、そういった。ただ、外から見て、ずうっと見ると、何だこれは、こういうふうにみんな道路がタイル張りになってんの、ずうっとそういうふうになるんだと、なるのがなんでそこのところが進まなかったんだと。

これは町の指導がいたらなかったから。町の指導でそこのところはそういうふうにはやらないと駄目ですよって、それだけでいいんですよ。それを何で手心加えて変なふうにした。これから話するのか。

やっぱり原点に立ち向かって交渉すべきだと考えるんですが、そこについて再度答弁願います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

建設事務所さんの見解に基づきますと、建築制限条例を制定しなければ指導を行うことはできないというふうな形になっております。地区計画の中では、町としましてはこういう決まりになっておりますので、そこを遵守してください。そういう設定のもとで配置計画、建物の配置計画をお願いできませんでしょうかという部分でのやり取りという形になってくるのかなというふうに思っております。

地区計画の中では強制力はないというふうなご指導も受けておりますので、その中を含めながらあえて設計屋さん、施主さんとも、今後とも同じテーブルの上で、皆さん一緒になって地区計画を協働の中でいい町をつくりましょうという意識のもとで今後とも継続してお願いしていきたいと町は考えているところでございます。

◎12番(五十嵐一夫君)

議長、12番。

◎議長(古川庄平君)

12番、五十嵐一夫君。

◎12番(五十嵐一夫君)

今の答弁の中で建設事務所の見解として、そういった決まり、そういったことがあっても条例でないからこういったやつはいいんだとか。私も建築士だからいろんなところやってっけど、それやんないと建築許可おろしてくれないよ。本当にそれにね、あつて

も従わなくてもいいんだというふうに建設事務所言ったんですか。再度確認をお願いします。

私もね、それがそのとおりだと言ったら建設事務所と掛け合うから。建設事務所こういうふうなことを言ったということで答弁があったということでやりますけども、その辺、慎重に答弁願います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

そのやり取りの中では、建築行政の中において指導等を行える立場にないという部分でお答えをいただきました。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長(古川庄平君)

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

建設事務所に申してください。指導を行える立場でないのなら、あと、福島県は、それ建設事務所の見解だから建築行政に対して指導なんかあとするなって、そのこと言っておけよ。大変失礼だけど、悪い言葉だけど、そう言わなくちゃいかんよ。自分たちで、だったら坂下町で建築主事を置いて自分たちで判断するくらいの気構えを持って建築行政をすとか、やるべきですよ。

今まで 10 何年間も私もこういうふうにこのことしゃべってて、今回最後にしたいと思ってたけども、今後まだまだ延々と続くよ。

それで歩道の 2 メーターをずっとやって、そういう景観にしたいという、そう思いがあるのか。将来ね、何かあったときにそういうふうにやれる余地もありますよ、でなく、やっていこうという気構えがあるのか。そこをお願いします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

町としましては、前にもお答えさせていただきましたが、さまざまな課題がございます。その中にあっても計画決定当時の思いを遵守しながら、地域の皆さんと互いに、設計屋さんも含めながら協働していい町をつくりたい。玄関口となる安兵衛通りの顔をつ

くりたいというふうを考えておりますので、引き続きこの計画は目的達成のため、まだまだ道半ばでありますが進めていきたいというふう考えているところでございます。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

そういう顔にもっていくという答弁がありましたけども、気持ちと現実が違うんじゃないか。現実には全然そんな気持ちないでしょう。知らんぷり。普通あるって言ったら建設課長、歴代建設課長ほかにもいるんだから、そういったやつみたらこういった規定あるんだけど、あそこやんないんだけどどうなんだべとか、そういったことをやっぱり町のトップ、行政を担ってるトップなんだから、そういったことを常に気を配らなくちゃいけないでしょう。

一番は、我々こういったことをただしたっていうけども、ただ、あのやろうはこんなこと言いやがってとか、利害関係ある人はそういうふうに言うんですよ。そういったね、私がそんなことは言われないうちに、行政は常に気を配って、そういったことを目を見張る必要があるんです。それが役場なんです。

それでね、今、質疑応答でいった中で、やはり一番必要なのは建設事務所さん、あと当時の設計屋さん、あと今事前調査の受け付け依頼書、建築計画概要書なり、そういった全部を、資料を出して、そこでやはり再度この件についてどうあるべきかその当時の法令に準拠してやる必要があるのか、どうなのか、そういったことをやっていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

建設行政の指導機関であります若松建設事務所さんのほうとは改めて今後の対応、こういう部分についてどういうふうにしたらいいのか、改めて確認させていただきたいというふうには考えているところでございます。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議会においてね、鋭い追及を受けたとよく言ってください。私も建設事務所の方たちが知り合いとかもいっぱいいます。やっぱり普段は、我々はいろんなこと、これ決まりあんだから守らないとだめだよ、だめだよと言われて我々もやってんです。そういったここんところはこういう地区のあれですからこういうふうにやってくださいって言われてますから、そんなことお願いして、あと関連して、西地区の屋根の問題、外壁の距離、本当は200㎡以上でないと、60坪以下に小さな区切りというのは、これ規定で駄目なんです。そういうふうの規定してある。今度、土地がちょっと狭いから目一杯建てるのにいいでしょうか、それも手心なんです。

本当は隣の家との間は屋根のこと考えるとかなりの距離がないといけない。それがもうかなり数軒あるんです。そういったことも現地を見て、じゃこれをどうすんだ。これ一番いいのは、その抵触しているお家の方に建築基準法違反です。町であれに違反してるんだから、こういうふうになっている状態ですから、今度建て替えたりするときはそれを守らないとできないですよとか、なんていう姿を教えること。

そうすると驚くから。すると施工業者、設計者、どっちかがおかしいんですよ。それによってそういった悪質なのは排除されるんです。ですから、こういったことも併せていろいろ改善してください。

あとそれから産業課長ね、今、草刈ったりしてっけども、東区の入り口のところね、震災前に農振地区除外にしてやったなんて、ずうっとそれからほったらかしにしてやっと草刈ったくらいで、あんなやつはね、農振地区についてね、一回取り消しすればいいんですよ、ずうっとやらないんだから。

何でそういうこと手心加えるのか。今、農地転用許可が出たと言っけども、転用許可の中身については、私はいろんな会議の中で開発にかかるやつは一回議員にも周知するようにばちっと言っておいたけど出された経過がないので、中身はわかんない。

中身がわかったらね、いろいろ言いたい部分もあんですけども、それもありますから、やっぱり農政関係もそういった部分をもう一回ちょっと考えて、やっぱりきちんと対応していただきたいということを申し上げて一般質問を終わります。

◎議長（古川庄平君）

これをもって、五十嵐一夫君の一般質問を終結いたします。

休憩のため休議といたします。

（午前 11 時 22 分）

再開を 11 時 35 分とします。

（休議）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午前 11 時 35 分）

次に、通告により 1 番、物江政博君登壇願います。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

皆さんこんにちは。1 番、物江政博でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、町のスポーツ振興についてお伺いします。

はじめに、いにしえ街道マラソン大会休止の件についてお伺いします。

この大会は NPO 法人スポーツクラブバンピィが中心となり実行委員会が立ち上げ活動してきました。しかし、今年のいにしえ街道マラソン大会は休止となりました。

休止とは活動を一時休むこと、動きが止まることという意味で再開される可能性を念頭に置いて用いられる語句でございます

このマラソンの町が発信した休止の案内にもあったように町民はもとより隣接町村、遠くは他県からの参加で昨年度は 1,000 名を超える参加者があり町を代表するスポーツ振興事業でありました。

休止の理由としてマラソン大会の実施の変更、町民体育館の解体によるスタート地点の変更等となっております。長年にわたって開催され、近年においてはゲスト・ランナーとしてオリンピックメダリストのエリックワイナイナ選手を迎え青少年にランニングシューズで指導を行うなど盛り上がりを見せてきました。現況の当町において町内外 1,000 名以上が集うイベントは単なるスポーツ事業ではなく、観光事業の一端とも言えるのではないのでしょうか。

また、このマラソン大会の種目の中に園児、又は小学 1 年生と親子が共に走る親子マラソンがあります、兄弟がいる家庭において去年は兄、姉が親と共に走り今年は私の番だと楽しみにしていた子供たちのいる家庭が大勢あったと推測されます。

町長の公約の一つに子育て日本一を目指す町づくりの点からもこれからの坂下町を担う子供たちの希望や夢を無視した大会の休止だと感じられます。

この決定について町民に、そしてマラソン愛好家に対し納得のいく説明を求め質問をします。

まず 1 番としまして、当町においてのスポーツ振興事業をどう考えているか。

2、いにしえ街道マラソン大会の休止に至るまでの経過を問う。

3、いにしえ街道マラソン大会再開の時期を問う。

4、この事業を当町の観光・経済への影響をどう捉えるか。

次に、来年行われます 2020 年東京オリンピック・パラリンピックについてお伺いします。

7 月 28 日福島民報の一面に共同通信社によります 2020 年東京五輪・パラリンピックの全国自治体の関心度についてのアンケート結果が掲載されました。

アンケートの結果、県内 59 市町村のうち 54 市町村が自治体として関心を持っている。

その中で具体的な取り組みを始めていると検討中が 37 市町村、取り組むつもりはない

が 17 町村とし、その中で当町は関心あり自治体として取り組みを検討していると回答しています、

検討しているということであればどのような目的を持って検討しているのか。いつから取り組む予定なのかお聞かせください。また、オリンピック・パラリンピックがこれからの坂下町を担う青少年にとってどのような影響が与えられるか町としての見解をお示しください。

質問としまして(1)当町はどのように取り組みを検討してるか。

(2) 青少年のオリンピック・パラリンピック効果をどう推測するか。

次に、鳥獣被害の実態について質問します。

カラスの被害として、糞害そして可燃ごみ収集場所におけるカラスによるごみの散乱、これらは毎年のように各地区、自治会住民からの苦情が出ているにもかかわらず、その対策の成果が現れていないのが現状ではないでしょうか、数年前に導入された、カラス捕獲用の箱わなの使用状況など、当町としての現在そしてこれからのカラス被害の対策を問います。

また、東京電力福島第一原発事故後に県内で急増しているイノシシによる農作物被害はこの会津の地域にも及んでいます。当町ではどのような対策をするのかお伺いします。

質問といたしまして一つ、カラス対策を問う。

(2) イノシシの対策を問う。

以上をもって壇上よりの質問といたします。

◎議長（古川庄平君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

1 番、物江政博議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 1 の 1 の（1）についてお答えいたします。

本町におけるスポーツ振興事業については、第五次会津坂下町振興計画後期基本計画に基づき、町民が生涯にわたり、健康で元気に暮らし続けるために、年齢、体力、興味や目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも楽しくスポーツができる環境を整え、スポーツを通して町民相互の融和が図られることを目的として事業を実施しております。

具体的な事業といたしましては、日常的にスポーツや健康づくりに取り組むきっかけづくりを目的としたバンビィデー及びバンビィスポーツウィーク、楽しくスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を目的とした会津坂下町総合体育祭、スポーツの普及奨励と技術の向上を目的としたスポーツ大会等出場選手激励金事業等を実施しております。

また、スポーツの関連団体として、NPO法人スポーツクラブバンビが、指導者養成講習会や各種目の大会等を開催し、各種目のスポーツ少年団 11 団体や、会津坂下町体育協会加盟の 18 団体が、スポーツの普及と技術の向上に取り組んでおります。

今後も、スポーツ活動の推進団体であるNPO法人スポーツクラブバンビを中心として、指導者育成や他組織との連携を強化しながら、町民の健康づくりという視点に立ったスポーツ振興事業を実施していきたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

それでは私から、ご質問の第1の1の(2)から(4)及び2の(1)と(2)についてお答えいたします。

はじめに、第1の1の(2)についてお答えいたします。

いにしえ街道マラソン大会は、名称が安兵衛マラソン大会時も含め、34年間という長きにわたり、町民の方々に愛されてきた大会であり、この間、参加をいただいた多くのランナーや、運営にご協力いただいた皆さま、沿道で声援を送っていただいた皆さまには、大変感謝を申し上げます。

さて、今回の休止に至るまでの経緯でございますが、緊縮財政下での、平成31年度の予算編成の際に、NPO法人スポーツクラブバンビへの委託料を削減することとなり、マラソン大会の開催が厳しいこととなりました。

同法人より、これまでのマラソン大会に係る町委託料相当分を、町の企業などからの大会特別協賛金として確保できれば、マラソン大会の開催が可能であるとの提案があり、町としても協賛金として、当初予算へ50万円を計上したところであります。

その後、同法人より、「町からの委託料の削減などによる職員の減少や、町民体育館の取り壊しによる新たなコースの選定、さらに、今後、企業からのマラソン大会への特別協賛金を確保して開催してゆくことは、総合的に判断し、困難であるという結論に至り、3月に開催された同法人の理事会及び総会においてマラソン大会の休止が決定されました、との報告を5月に受け、町として令和元年6月にマラソン大会を休止することいたしました。

次に、(3)についてお答えいたします。

同大会の再開の時期についてであります。町といたしましては、厳しい財政状況の現状においては、ここ数年は、同法人への委託料の増額や町の直営事業による実施は困難と考えております。

なお、今後、関係団体等と協議をし、また、新たなスポンサーの確保など再開が可能

かを含め、情報を収集していきたいと考えております。

次に、(4) についてお答えいたします。

観光、経済等への影響であります。同大会には、町内外を含め約 1,000 人以上の方に参加をいただいております。大会当日は、会場の一角を利用し、軽トラ市実行委員会や町内業者による農産物や加工品の販売を実施し、多くの選手や大会関係者等にご購入いただけてきたところであります。

また、大会終了後に立木観音をはじめとする観光施設への来場や、糸桜里の湯ばんげの利用などもあることから、観光・経済への影響は少なからずあるものと捉えております。

次に、2 の (1) についてお答えいたします。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、東日本大震災からの復興五輪との位置づけの下、オリンピックが 7 月 24 日から 8 月 9 日、パラリンピックが 8 月 25 日から 9 月 6 日にかけて開催されます。

本県では、福島県営あづま球場において、7 月 22・23 日の両日に女子ソフトボール競技が実施され、オリンピック競技全体の開幕を飾ることになります。また、7 月 29 日には野球競技が実施されます。

また、同オリンピックの聖火リレーが、3 月 26 日よりナショナルトレーニングセンター J ヴィレッジをスタートし、日本全国を回ります。

本県では、3 月 26 日から 28 日の 3 日間、県内各地を回り、本町にゆかりのあるランナー 1 名が、3 月 27 日に会津若松市の区間を走る予定になっております。

本町の取り組みとしましては、聖火リレーにおいて、会津若松市を中心に、会津美里町、湯川村と連携し、地域の魅力を発信するイベントになるよう実施内容について、今後計画していく予定になっております。

さらに、本県で野球・ソフトボールの競技が開催されることから、今後各競技団体等と協議をしながら、オリンピック関連の補助金などを活用したパブリックビューイングの開催などを考えていきたいと思っております。

次に、(2) についてお答えいたします。

青少年へのオリンピック・パラリンピック効果であります。会場やテレビでの観戦を通して、一流の選手たちの素晴らしい躍動を見ることはもちろん、選手達の努力する姿、チームメイトと協力・助け合う姿、ライバル同士で健闘し合う姿を見ることによって、多くの子どもたちがスポーツに対する関心を高め、目標に向かって根気強く取り組む姿勢を学び、差別や偏見のない平和で平等な心が、育まれていくことと考えております。

また、学校教育の現場においても、パラリンピックなどでの障がいのある人たちの活躍を通して、お互いを認め合うことについて学んだり考えたりする機会が、増えることと考えております。

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

私からは、ご質問の第2の1の（1）についてお答えいたします。

近年、本町でもカラスの鳴き声による騒音やフン害、ごみの食い散らかしなど生活環境の悪化が大きな問題となっております。

カラスが多数集まる大きな要因の一つは、食料となる餌と留まることができる場所があることであり、その要因をなくすためカラスよけ防鳥ネットの配布やごみの捨て方の徹底、営巣・停留防止策を東北電力やN T Tに依頼するなど様々な対策を進めてまいりました。加えて、農村部における銃器による駆除やカラス罠による捕獲などの対策も実施しましたが、個体数を劇的に減らす効果的な対策とは至りませんでした。

カラス対策は、長期的な視点から本来の生息域へ誘導していくこと、食料となる生ごみをなくし住みにくい環境を作っていくことが必要であると考えます。未だにごみの捨て方が徹底されていないところも見受けられますので、引き続きごみの捨て方の周知徹底やコンポスト化の推進を図るとともに、新たな対策として、会津若松市でも実施しているレーザーポインターや拍子木など色々な機材を使用した後追いを実施していきたいと考えております。

カラス対策は町全体の問題であり、行政のみが実施するのではなく、町民・行政がそれぞれの役割のもと、協働して行うことで最大の効果が生まれると考えます。

また、家庭で排出される可燃ごみ重量の大半は生ごみが占めております。家庭から排出される生ごみを減らすことが、カラスの食料をなくすことにつながり、最終的には町のごみの減量化にもつながりますので、減量化推進と合わせて取り組んでまいります。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

議長、産業課長。

◎議長（古川庄平君）

五十嵐産業課長。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

私からは、ご質問の第2の1の（2）についてお答えいたします。

本町における有害鳥獣被害の実態につきましては、8月31日現在で、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンによる農作物被害が確認されております。

有害鳥獣駆除実績は、ツキノワグマが6頭、ハクビシンが3匹、カラスが12羽捕獲され、イノシシ、ニホンジカの捕獲実績についてはありませんでした。イノシシは警戒心が非常に強く、捕獲しにくいという繁殖力が非常に高く年々個体数が増加している現状であります。

本町では、現在くくりわな10基、箱罠1基を設置しイノシシ捕獲に取り組んでおり、朝立集落におきましては昨年度から県・町がサポートし集落が中心となってイノシシ等

の被害防止対策に取り組んでまいりました。今年度から中山間地域等直接支払制度事業を利用し、集落ぐるみで山際の刈り払い及び全長約3キロメートルの大規模電気柵を設置し、イノシシ等の被害防止に取り組む効果をあげております。

今後、このような取り組みを他の集落にも普及させ、点ではなく面に広げ、より一層集落全体で総合的な被害防止対策を実施できるよう取り組んでまいります。

◎議長（古川庄平君）

再質問あればお願いいたします。

◎1番（物江政博君）

議長、1番。

◎議長（古川庄平君）

1番、物江政博君。

◎1番（物江政博君）

再質問させていただきます。最初にですね、第2のほうの鳥獣被害のほうから再質問させていただきます。答弁があったようにですね、最後にこれを鳥獣被害を防止するために点ではなく面からというふうな、面に広げていくという話がありましたけども、町としてはですね、ほかの町村あたりにはあるんですけども、鳥獣被害の防止計画みたいなものがあるんでしょうか。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

議長、産業課長。

◎議長（古川庄平君）

五十嵐産業課長。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

今現在具体的なその計画というものはございませんけれども、昨年度、鳥獣被害防止対策協議会というものを設置いたしました。昨年の2月の18でありますけれども、この中で、行政区、それから森林組合、それからJAさん、各種団体ですね、関係者による連絡会を設置してその中でより被害防止を効果的にですね、実施できるよう施策を講じてきているところでございます。以上です。

◎1番（物江政博君）

議長、1番。

◎議長（古川庄平君）

1番、物江政博君。

◎1番（物江政博君）

ちょっと具体的な話になってくるんですけども、鳥獣の駆除したそのツキワグマ6頭、ハクビシン3頭、カラス12羽というふうな捕獲が多分されてるみたいなんですけども、その捕獲した動物はどういうふうな処理をしているんでしょうか。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

現在、埋設という形で処理をさせていただいているところでございます。この埋設につきましても、今現在いろいろな課題がございます。重機を使ってですね、掘ってそこに埋めるというようなこと、それから職員ですね、負担もかなりあるというようなことでありますので、ここの部分につきましては課題がありますので、今後ですね、先進事例も確認しながら、より研究してですね、より効果の上がるような、経費がかからない、より効果が上がって職員の負担も減るような、そういった施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

◎1 番(物江政博君)

議長、1 番。

◎議長(古川庄平君)

1 番、物江政博君。

◎1 番(物江政博君)

カラスの問題なんですけども、近々町全体でもって何か区長のほう、自治会長のほうに案内がありました。それでもって近々あるということですが具体的にはどういうふうな計画ですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

区長、自治会長宛に文書出したというのは最近でございますけれども、これについて、内容についてご説明いたします。これはですね、会津若松市ですけれども、実は 10 年ほど前、ムクドリとかあとカラスが非常に駅前あたりに多く出沒して、その光景というのはニュース等で報道されたことは結構あったと思います。皆さんもご存じかと思いますが、しかし、捕獲とかあとそれから威嚇だけではほとんど効果がなかったということで、会津若松市のほうで宇都宮大学の農学部との協力の中で、追払い、いわゆる市街地から周辺の山林に移動させるというような手段をとりました。

そういった結果、駅前におけるカラスの被害というのが非常に減ったというようなことを聞いております。そういったこともありまして、この取り組みというのは行政だけではとてもできるものではありませんので、カラスの追払いのこの方法を住民の方に周

知した中で、地域の組織や住民の方に参加を求めたいということで今回実施していきたいというふうに考えております。

会津若松市のこういった成功事例を参考にしまして今回用いますのがそのレーザーポインターとか、あと拍子木を使った方法でございます。こういった効果の検証を行う予定になっておりますので、皆様のご理解、それからご協力をお願いしたいというものであります。以上であります。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

鳥獣のほうの全体的な質問になると思うんですけども、カラスもわが町には何千羽いるかわからない状態ですし、それからイノシシもなんぼでも増えるような状態になると思います。

今、生活課長言われたように、大学教授だとかいろんな関係というか、有識者のほうの意見を取り入れてやられるということなんですけども、その専門の業者がいるということ聞いております。そういう業者の何か選択みたいなのとか、そういうことは考慮したことがあるんでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

カラスの対策の方法については今までいろんな方法を町としても実施してまいりました。ご質問にありましたカラスの罾、檻ですけれども、それとかあと調音波の撃退装置、そしてスターターピストルによる威嚇、ロケット花火による威嚇、それからクマタカの鳴き声を放送したりとか、夜間照明を消したりとか、それから銃器による捕獲、いろいろやってみたんですけども、いずれも決定的な効果がなかったということで、業者についてはやるところがあるというふうには聞いてはおりますけれども、それについては現在のところ考えてはおりません。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

では、鳥獣のほうは終わりました、次、スポーツ振興のほうの質問をさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

質問者ちょっと待ってください。

質問変えるのであれば、ここで昼食ため休議といたします。（午後 12 時 01 分）

再開を午後 1 時ちょうどとします。

（休議）

◎議長（古川庄平君）

再開します。

（午後 1 時 00 分）

先ほどの物江政博君の質問の中で、産業課長答弁がありましたが、その答弁の一部訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

議長、産業課長。

◎議長（古川庄平君）

五十嵐産業課長。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

先ほどの物江議員のおただしの中で、鳥獣被害防止計画はありませんと答弁をさせていただきましたが、平成 30 年度策定の計画に基づきまして、現在、被害防止対策に取り組んでいるところでございます。

概要につきましては、対象鳥獣をツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ハクビシン、計画期間を今年度から令和 3 年度まで、坂下町全域を対象としまして、被害の現状、傾向、被害の軽減目標、被害の防止対策、今後の方針等を定めたものでございます。説明不足で大変申し訳ございませんでした。以上です。

◎議長（古川庄平君）

再質問をお願いします。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

それではスポーツ振興のほうの質問に移りたいと思います。

一番はじめにですね、2 番の休止に至るまでの経過のところですね、一番町としては何が一番の要因というか、休止にする一番の要因は何だったか教えてください。

◎教育課長（青木睦昭君）

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

先ほどご回答申し上げましたが、もう少しちょっと詳しく申し上げますと、平成 31 年度の実施計画予算とか作成するにおいて、委託料の抑制ということでバンビィへの委託料を削減するということでありましたので、バンビィとの協議の中で、その前年度までは 4 事業、市町村対抗の 3 大会プラスマラソン大会ということで大きな 4 事業を委託料の中に算出積み上げて委託料として町からバンビィのほうにお支払いしていました。

そんな中身でありまして、今年度につきましては市町村対抗の 3 大会のみというようなことになりましたので、マラソン大会委託料はその分委託しないで休止したいということでバンビィさんのほうに伝えて中止になったというか、その間、先ほどご回答申し上げましたが、3 度ほど話し合いは持たれたんですが、なかなかやはり町からの委託料なくては実施でないのではないかというようなことでバンビィの理事会、総会において正式にはありますが、今年度は中止というふうになった経過でございます。以上であります。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

今の答弁聞きますと、委託事業の 3 事業の上になんかマラソン大会を乗せたというふうに私理解したんですけども、それでよろしいんでしょうか。委託料のことですね。3 事業を中心としてそのほかにマラソンの委託料を出してその委託料を削ったというか、縮小したというか、そういうふうにして捉えたんですが、それでよろしいんでしょうか。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

本来であれば市町村大会の 3 事業とマラソン大会ということで 4 事業をその中で積算して委託料にお願い、支払ってお願いしていたというような部分から、市町村大会の 3 大会、駅伝大会と野球大会とソフトボール、この部分だけを委託としてバンビィさんに委託料としてお支払いするということでありますので、今年度、令和元年についてはマラソン大会の委託料は含まれていないというようなことでご理解いただきたいと思っております。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

となりますと、34 年続いた歴史あるマラソンをですね、町はもうそういうことでやなくてもいいというふうな考えだったんでしょうか。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

歳出の抑制ということで委託料の部分については、結構委託料の額もふくれあがってきているというような部分でありました。その中で、やはりいろんな事業を見た場合に、どうしても市町村対抗の 3 大大会については、中止するわけにいかないの、マラソン大会において、町のマラソン大会においては苦渋の選択ではありましたが、委託できない。

委託できないのであれば直営という部分も考えはあったんですが、なかなかそういった部分でも、直営でもなかなかできないというような部分でありましたので、今年度については休止するというようなことで、本当に 1,000 人以上の参加者があって大変痛ましい、大変もったいない大会ではありましたが、これも苦渋の選択ということでご理解をいただきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

でありますと、今の話からしますとですね、協会にも、バンビィだと思っんですけども、バンビィですね、その役員会、総会ですか、それでもってどうしてもできないから休止するということが受けたというふうにあるんですけども、理事会及び総会においてですね、その大会が休止を決定されたということがさっき言われんですけども、ということは最初からこのマラソンは頭にはなかった。町には事業として行わないということがあったわけですね。あったんでしょうか。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

先ほど申し上げましたが、町とすると、町ではですね、バンビィの委託事業の中でマラソン大会については委託料の圧縮ということで委託できないというような部分でありましたので、町とすれば今年度においてはマラソン大会はできないというような部分で考えておりましたが、バンビィさんとの話し合いの中で、ずうっと長くやってきた大会でもありますのでということで、特別賛助会員費とかいただきまして町から当初予算 50 万計上してもらえば何とかこう収支が一致して大会が運営できるというような部分には立ったんですが、なかなか、じゃやろうといった段階でなかなかそれが、ほかの理事の人とかとの話し合いの中ではなかなか実施できるにはなかなか問題があるということで、最終的には今年度は休止になったというような結果でありますので、よろしくお願いしたいと思います。以上であります。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

であれば、どうして 50 万計上したんでしょうか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

財政的な視点もありますし、これまでの経緯等もありますので、若干私のほうから補足させていただきます。

マラソン大会につきましては、以前から、本当に 31 年度の予算編成からということではなくて、その前の段階から、例えば運営に対する 500 万、600 万ぐらいの委託料だと思えますけれども、その削減を目指してバンビィ側といろいろ協議をさせていただきました。

一つは大会運営するに当たって参加料をアップできないかですとか、人の配置をもう少し簡素化できないかですとか、あと、最終的にはこれ駄目だと言われたんですけど、1,000 人ぐらいの規模の大会ですので、スタートからゴールまでのタイムを測る器具、これを手動にできないかとかといろいろ案を出してバンビィさんといろいろ話をさせていただきました。

タイムについては、これは1,000人も集まる大会なので駄目ですということで、あと参加料についてはいろいろ検討をしていただいたんですが、なかなか現実的にいかなかったというのがあります。

それで、町も委託の部分、これも確かに財政的な部分もありますけれども、やり方自体をもう少し考えていただきながらということで何年か協議をしてきた中で、今年度の当初予算の段階で、どうしてもやはり中身の変更はできないということになりました。

ということで、じゃ、私たちもその会議の場には入ってたんですが、それではなかなか委託料として町が支払うことはなかなか難しい状況がありますというような話をさせていただきました。

ですので、財源ありきではなくて、基本的にまず中身を変えていただくことによって町としては継続していただきたいというのを考えてました。最終的にはマラソン大会までいかなくても、例えば子どもの走るきっかけづくりの大会、こういった持ち方はどうでしょうかということで提案もさせていただきましたけれども、それもなかなか現実的な話にはならなかったというのが一つの要因です。

そうした中で、予算編成を組むに当たって、委託料の削減もありましたけれども、バンビィさんとのこの数年の話し合いがなかなか現実的なものに進まないということで、バンビィさんとの協議の中で委託料についてはそういう話で決着をさせていただきました。

そのときに、せっかく30何年も続いている大会なので、バンビィの自主事業としてやっていきたいという話がありました。それは外部からの、企業からの協賛金ですか、そういったものを活用した中で何年かはできるというようなバンビィさんからの提案があったので、それでは、じゃ、町のほうとしてもせっかくここまでやってきた大会なのでお願いして続けてくださいということで、多分今年の1月の段階でそういった話でバンビィさんと話がついたんです。

そのときに協賛金という形で町からも50万いただけませんかということだったので、それであれば町としてもそこは協賛金として協力させていただきますということで予算化させていただきました。

その後、やはりバンビィの理事会、総会の中でやはり現実的に自主事業というのは難しいんじゃないかというような話が出たらしくて、最終的には総会でバンビィさんが自主事業としての運営も困難である、できないというようなことで町に報告があったというのがこれまでの流れの中で補足させていただきたいと思います。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

バンビィのほうの委託金じゃないですけど、それでできないという話があると聞いた

んですけども、バンビの職員がですね、数年前から比べて大分減ってます。減ってる中で事業はできないのかなというふうに思うんですけども、バンビの職員が減ったという要因はどこにあるか教えてください。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

確かにバンビの職員の方人数は減ってます。定年でやめられた方もおりますけれども、基本的にやはり県の指導があつて委託料をまず見直すというところからバンビとの協議に入りました。あくまでも町で行うものは町で直営に戻すということで、例えば体育協会の事務の部分ですとか、そういったものはそれまで委託で出していたものを自主事業として町として行うようになりました。

その分、この委託料の中の総枠がやっぱ減るものですから、バンビとしては、例えば今まで5人いらった方が4人で運営するというような形で人数が減ってきたというのがあると思います。

ここで多分最終的にバンビの理事長と話したときに、このままいったらバンビとして職員を雇用することができなくなるという話が確かにありました。だけど町としては、バンビの雇用を守るためにバンビに業務を委託してるということはできませんよというお話をさせていただいて、あくまでも委託事業の中で人件費を生み出す、また、自主事業なんかも町として何件か提案させていただいたんですが、そういったものを現実化することによってバンビの雇用を守っていくという手法でお願いしたいというような協議はさせていただきました。

◎1番(物江政博君)

議長、1番。

◎議長(古川庄平君)

1番、物江政博君。

◎1番(物江政博君)

今までの話をトータルして聞きますとですね、マラソン大会が今休止の状態になってるんですけども、この後、本当に復活できるのかというふうな不安になってきました。この回答の中は新たなスポンサーの確保とか、いろんなこと出てますけれども、これ本当に実現させてくれるんだか、本当に飾られた文字で終わっちゃうんだか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

ここにも回答として先ほど私が述べましたが、ここ数年はという部分でなかなか委託料の増額とか併せましてなかなか難しいという部分でお答えしましたが、新たなスポンサーの確保という部分であります、これについては先ほど答弁があったように、パンビィの自主事業というような部分であれば、新たなスポンサーというかそういった部分の確保もあればまた再開の見通しが立つのかなというふうには考えていますが、今のところはここ数年難しいという部分の判断ではありますのでご理解をいただきたいと思っています。以上であります。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

もう一度ちょっとお伺いしますけども、ほかの委託事業、3 事業とですね、マラソン、昔安兵衛マラソンと言いました。34 年間続いた事業との差はどこにあるんでしょうか。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

マラソン大会の部分であります、34 年続いたということで確かに伝統ある大会だったなというふうに思ってます。それとこの3 大会というような部分がどっちがどうのという部分は事務局としては考えておりませんが、ただ、マラソン大会においても 34 年続いたというような部分でありますので、そういった部分で新たなやり方等を考慮しながら大会をもう少し工夫してってはどうかなという部分もありますので、そういった部分ではどっちの大会がどうのこうのという部分は考えておりませんが、マラソン大会については一旦休止させていただきまして、新たなやり方等を検討して、再開できるような時期にできればやっていきたいなというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。以上であります。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

できるだけ早く再開できるようにしていただきたいと思います。

次にですね、オリンピック・パラリンピックのほうの質問の中で、町との取り組みですね、町としては来年行われるオリンピックにどういうふうに取り組むかということで回答もらったんですが、私はそういうこと期待してなくて、町として、例えばですね、インバウンド、外国人ですね、誘致関係とか、町の観光に何かつながるようなことをなんかやってくれるのかなと思ったんですけれども、そういう点はどうでしょうか。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

議長、産業課長。

◎議長（古川庄平君）

五十嵐産業課長。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

オリンピックとですね、インバウンドの関係ということの部分でありますけれども、今回福島県で野球、それからソフトボールというような部分でですね、開催されるということでありまして、こういったオリンピックのですね、こういった種目が福島県、地元で開催されるという部分をですね、十分に発揮させながらですね、海外にもそういった情報を発信しながら、ひとりでも多くの外国人の誘客という部分とうまくつながっていけばというふうに考えております。

そういった部分がですね、坂下町においてもなかなか外国人の誘客という部分は現実的に進んでいないところありますけれども、こういった大きな大会を通してながら一歩ずつですね、坂下町にもこういったインバウンド、観光客、外国人の誘客という部分につなげていけるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

8 月の 30 日の福島民報、民報とってるもんですから民報になっちゃうんですけども、そこでもってですね、県全域の 250 企画展開ということで東京オリンピックへの誘客加速度というふうな新聞が出ました。その中でですね、オリンピックは関係ないということ怒られるんですけども、さっきの答えで言うと、会津若松市とか喜多方、それから下郷、桧枝岐、只見、磐梯町、柳津町、三島町というふうなエリアでもって一応誘客を目指したイベントが行われると。

ですから坂下町だって大変俵引きもあるし、そういうふうな時期は違いますけれどもそういうふうな観光をですね、やっぱり宣伝するいいチャンスじゃないかと思いますので何か考えていただきたい。

それとですね、坂下町には今外国人が 160 名近く労働者の方がおいでになります。そういうふうな各国ではないと思うんですけども、やっぱりオリンピックですから世界的な催しなので、そうした人たちとも何か交流ができるような企画があれば住民と摩擦がなくなるような気がしますので、そういうふうなことを考えていただければと思うんですが、その点はどうか。

産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

そのとおりだと思います。観光という部分では、町の四大まつりですね、そういった部分におきまして、この坂下町に在住していらっしゃる外国人の方々にですね、より今まで以上に参加していただきながらですね、積極的に交流を図っていききたいというふうに思います。

こういったオリンピックを本当に一つの契機としてですね、本当に坂下町のインバウンド、誘客、あと祭りの持ち方につきましてもより外国人が参加しやすいような、そういった祭りの組み立て、事業の実施ということで検討していききたいというふうに考えております。

◎1 番(物江政博君)

議長、1 番。

◎議長(古川庄平君)

1 番、物江政博君。

◎1 番(物江政博君)

スポーツ振興について全体的にお伺いしたいんですか、教育長にお伺いしたいんですけれども、小中学生がですね、スポーツをするということは私は人材の発掘にもですね、それとともに町にとっては財産だと思います。

なぜかといいますと、この地元でもっていろんなスポーツすることによってその思い出が町に残りですね、いずれ、坂下町を出ても帰省よりも強い帰郷ですか、坂下町に住み着くような人材が生まれてくるんじゃないかと思います。

それはですね、一つの立派な町起しも考えられるんですけども、教育的な立場から言うとうと教育長どうでしょうか。お答え願えれば。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(古川庄平君)

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

小中学校時代の学習、又はスポーツ、そして体験は心の支えとなってその後の子どもたちの人生に大きくエネルギーになって生かされていくのだと思っております。

友だちと切磋琢磨し、スポーツに親しんだ思い出は人生において大変貴重なものであり、友だちと一緒にあって喜んだり、悔し涙を流したり、そういう体験は生涯にわたって忘れることができないものではないかと思います。

坂下町は大変スポーツの盛んな町です。それは言いもおさず、今までスポーツの指導にかかわってくださった体育協会、それからスポーツクラブバンビィ、それと各地区の地域づくり協議会、又はスポーツ推進委員、さまざまな方々がスポーツの振興にかかわってくださっています。

今もボランティアで小中学生を相手にご指導いただいている方もたくさんおられます。子どもたちの思い出の中で何が残るかという、その時代、時代にその自分の小学校、中学校のときにどういう方々にお世話になり、どういう方々、どういう会話し、そしてそういうことが自分の中の気持として育ち、ふるさとに対する愛着を生むものかと考えております。

そうなったときに、子どもたちは坂下のおまつりも大変好きです。したがって自分のところに目をかけて話をかけて、いろんな方々がかかわってくださった。そういう思い出は将来にわたって子どもたちの心の中に残っていくものだと思います。

スポーツを通して子どもたちが多くの方々のお世話になり、そして多くの方々に前向きな言葉をかけていただいたことが将来坂下町という町が、自分が生まれ育った町として誇りを持ち、大きくなってもふるさと会津坂下町を忘れず、そして最終的には坂下町のためにふるさとに戻り、そして働き、子どもを生みという、そういう形になってくれれば大変幸せだなと思っております。以上です。

◎1 番（物江政博君）

議長、1 番。

◎議長（古川庄平君）

1 番、物江政博君。

◎1 番（物江政博君）

大変ありがとうございました。これをもちまして質問を終わります。

◎議長（古川庄平君）

これをもって、物江政博君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により赤城大地君登壇願います。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）（登壇）

2 番、赤城大地でございます。通告に従いましてご質問いたします。

第 1 に、社会体育にかかる事務についてでございます。本年 4 月より、夜間開放している小中学校の体育館等の鍵の管理など、利用方法が大きく変更となりました。それにより活動時間の短縮や活動場所の移動を余儀なくされた団体も少なからずいらっしゃいます。使用している団体とは十分な協議がなされたのか。また、納得できる理由の説明があったのか疑問が残ります。

そこで、このことについてその経緯や理由、今後の対応について伺いいたします。

第 2 に、部活動指導員についてでございます。平成 29 年度より国の施策として制度化され、本年度増員を図っている最中である部活動指導員は、その名のとおり中学校や高校での部活動の指導に当たる教員以外の外部の方々のことで、教員の働き方改革の一環として設置されたものです。

この制度は本来的には教員の多忙化解消が目的ですが、見方を変えれば静岡県藤枝市のように、地域ぐるみでスポーツを推奨してく契機となる。そのような側面も持ち合わせているものと考えられます。

かつて、幕末から明治にかけての会津坂下町には渋谷東馬の養気館や日新館といった会津藩やその後の日本に数多くの秀でた人材を輩出した道場がありました。元来、この町では地域で人材を育てるという気風が根付いていると感じられます。部活動指導員の活用や今後の展望について町の考えを伺います。

第 3 に、御田植祭の無形文化財指定の可能性について伺いいたします。

本年 3 月に、喜多方市の慶徳稲荷神社、会津美里町の伊佐須美神社、それぞれの御田植祭が国重要無形民俗文化財に指定されました。しかしながら、この二つと合わせて会津三大御田植祭といわれる会津坂下町の栗村稲荷神社の御田植祭は残念ながら指定を受けることはできませんでした。

これらの経緯や理由については、既に文化庁から説明を受けていることではございません。改めてこのことについてさらなる可能性や今後の可能性について町の考えをお伺いいたします。以上壇上よりの質問といたします。

◎議長（古川庄平君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

2 番 赤城大地議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 3 についてお答えいたします。

本町の御田植祭は、栗村神社の祭礼として始まり、神前での早乙女踊りや奉納相撲を

行うことなどが主な行事となっております。

早乙女踊りは、旧高郷村西羽賀の早乙女踊りを主体に、他の地区の早乙女踊りの良いところを取り入れ、大正5年に新館早乙女踊りとして、有志会により始まり、昭和初期から御田植祭にて奉納されてきました。

その後、保存会が結成され、受け継がれて来ましたが、後継者不足などにより保存会は解散し、現在は町民の有志と福島県立会津農林高等学校の生徒により奉納、披露されているところであります。

議員お質しの御田植祭または早乙女踊りの無形文化財等への指定についてであります。喜多方市慶徳稲荷神社及び、会津美里町高田伊佐須美神社の御田植祭については、国重要無形民俗文化財に指定されているところですが、本町の御田植祭については指定要件である、近代以前から継承されていること、御神田での様々な儀式があること、御田植人形等が残っていること等要件が満たされていないため、指定は難しいと考えております。

早乙女踊りにつきましては、開始時期が大正時代と歴史が短く、一度途絶えて再興したこと、他の早乙女踊りを基に作られたことなどにより、無形文化財指定については課題があると考えられますが、今後町の無形文化財指定に関しましては、妥当性について調査してまいりたいと考えております。

今後も、本町の御田植祭及び早乙女踊は、町の大切な祭りの一つとして、また民俗芸能として、近隣の御田植祭、福島県立会津農林高等学校をはじめ、他の関係機関とも連携しながら継続、伝承し、保存、育成、PRに努めてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長(古川庄平君)

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

それでは、私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

本町の小・中学校の教育施設である体育館などの開放につきましては、学校体育施設開放管理の方法や、開放時間、開放管理員の在り方、利用方法等を見直すこととなり、施設の所属長である学校長も交え、教育委員会において、各団体の使用状況、利用内容等を確認し、協議、検討を行ってきました。

この結果を踏まえ、本年度より学校体育施設開放業務をシルバー人材センターに委託しないこととし、また、体育館・武道場の利用終了時間を、日曜日・国民の祝日は、午後5時から午後4時30分に30分間、月曜から土曜日は、午後9時30分から、午後8時30分に1時間、繰り上げを行うこととしました。

今年3月には、体育館等を利用している関係使用団体等に対し説明会を開催し、学校

の管理やセキュリティの面、青少年の健全育成、小・中学生の健康、生活・学習習慣の観点などを勘案し、総合的に判断した結果であることをお伝えし、一定のご理解をいただきました。

今後の対応としましては、利用団体の方には、効率性や工夫を凝らした練習内容などによるご利用をお願いするとともに、利用している団体との話し合いを通して、取組の課題等を把握し、今後の対応等について検討してまいります。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(古川庄平君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

部活動指導員は、教員の長時間労働が問題となる中、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするために制度化されたものであり、主な職務として、実技指導、大会等の引率、部活動の管理運営、保護者への連絡、指導計画の作成、生徒指導に係る対応など、部活動指導員が顧問としての役割を担うことになり、教員の多忙化解消や、部活動の質的な向上につながるという効果が期待できると考えております。

義務教育での部活動は、競技の知識と技能を習得するだけではなく、生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感を育む教育活動の一環であることから、部活動指導員を活用するに当たっては、そのことを十分に理解していただける人材を確保すること、またその後も定期的な研修を行うなど、制度の趣旨から逸脱しないように運用していくことが課題であると考えております。

現在、本町の中学校では、全ての運動部において、教員が2名体制で対応しており、ソフトテニスやバドミントン、卓球などにおいては、ボランティアの外部指導員を招いて指導を行っております。

現時点では、部活動指導員は活用しておりませんが、教員の減少等、現在の体制が維持できなくなる場合もありますので、今後、中学校の教育課程や指導体制などを勘案しながら調査・研究してまいりたいと考えております。

◎議長(古川庄平君)

再質問あればお願いします。

◎2番(赤城大地君)

議長、2番。

◎議長(古川庄平君)

2番、赤城大地君。

◎2番(赤城大地君)

それでは、第3の質問について再質問いたします。

無形文化財登録については、会津の御田植祭ということで国の無形重要民俗文化財に登録されたところではございますけれども、喜多方の美里町が登録されたところではございますけれども、これらの経緯をたどってみますと、平成 25 年からその話があり、28 年から 29 年に関しては会津坂下町にも調査に入っている。

この過程において会津坂下町もどうか加えてほしいとか、そういったようなお話、又は努力はなされたのでしょうか。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

この間でありますが、実はこちらのほうの職員であります小沢という者がいるんですが、その方もこの委員に入ってます、当然、本町の部分の認定というか、その踊りについても話はあったんですが、今見ると三つの条件が整わないのでということで、認定にはならなかったという部分ですが、令和 2 年からその放映だけはしてくれるということなのでありますので、そういった部分では打診とかそういう部分はしてたんですが、なかなか条件がそろわなかったというような部分で話は聞いています。以上です。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

答弁の中にもありましたけど、町の文化財の指定を考え、今後検討したいということなんですが、例えば県だったり、町だったりというのもその可能性ですね、もう少し詳しく伺いたいと思います。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

実は、実際にそこまでは話にはちょっとなってなかったものですから、今回、新たな町の指定とか、県の指定に向けてどうだろうねという部分は今後進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

ありがとうございます。

文化財登録というものも一つの産業振興にあると思うんですけども、それだけでなくいろいろな産業振興を考えられると思います。文化庁にはさまざまな補助金ございまして、地域文化財総合活用推進事業というものもやっております。地域の文化財を観光に活かしたり、伝統産業を継続するためにも人材育成に使える補助金ですとか、そういったものもあるようでございます。

御田植祭の財政的なもの、よくわかりませんが、そういったもの、経費というようなものを補助金によって賄えるのであればなおいいのではないかなと思います。こういった補助金等の活用をどのようにお考えでしょうか。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

議長、産業課長。

◎議長（古川庄平君）

五十嵐産業課長。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

御田植祭に対する補助金ということでもありますけれども、国県のそういった有効な補助金等を活用できるという見込みが立てばですね、積極的に活用していきたいというふうに考えております。ただ、いろんな形でですね、できれば10分の10という形が一番いいわけでもありますけれども、情報収集、広くとりながらですね、活用していきたい、研究していきたい、情報収集に当たっていきたいというふうに考えております。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

先ほどの教育課長のほうから、PR、令和2年度のPR映像というお話がありましたけれども、文化庁のほうからありまして、令和2年度、この喜多方と美里の御田植祭の保存の映像撮るということなんですけれども、坂下についても類似の祭礼として映像を坂下のほうでも残したいというお話だったと思います。

言葉は悪いんですけども、もっとですね、今後意欲的に会農のほうも注目されておりますので、意欲的に、ずうずうしく取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

今年もですね、7月7日の御田植祭におきましては会津農林高等学校の保存クラブの皆様30名の方々、それから一般の方々10名、約40名でありますけれども、五穀豊穰を願って栗村神社のほうに御田植踊りが奉納されたということであります。

栗村稻荷神社、あと町内5カ所においてですね、奉納、披露されたということでありまして、それこそ保存・伝承・育成に向けては町民一丸となってですね、取り組んでいるというところでございます。そういった中でこの早乙女踊りがですね、町の文化として本当にしっかりと根付くようにですね、今後も支援して、それから観光資源という部分でもしっかりと捉えて育成、PRをしていきたいというふうに思います。

そういった中で、今後そういった映像として残していくようなことも積極的にやっていかなければいけないというふうに考えております。以上でございます。

◎2番(赤城大地君)

議長、2番。

◎議長(古川庄平君)

2番、赤城大地君。

◎2番(赤城大地君)

ありがとうございます。続きまして第2の質問でございます。

答弁の中にもありました部活動の質的な向上につながる。本来ですとこれは教員の多忙化解消の目的であるものなんですけれども、部活動の質的な向上にもつながるという効果が期待できるということでご答弁いただきました。

私も幼いころから剣道やっておりました。先生、この場にいらっしゃいますけれども、そうですね、小学校、中学校やってまいりました。高校もやってまいりました。先ほどの同僚議員の質問、それから教育長のお言葉にありましたけれども、その先生から教えられ、地域の何て言うんですかね、地域愛というものが戻ってきて、さらに自分が子どもに教えるようになる、本当にありがたいなあと考えております。

その問題でですね、中学、高校、もちろん部活も剣道しておりましたけれども、坂下町においてはその部活の当時ですね、部活の指導についても地域の剣道の先生が教えてくださった。あるいは部活動の先生と連携しながらやっていただいた。高校になってもそうでした。大人になってもこうやって帰ってきて私も子どもに教えているわけなんですけれども、そういった風土が本当に残っているというか根付いていると実感します。剣道以外にはどうなのかわからないんですが、そうすることで顧問の先生にたよった部活の指導が一貫して連続したものになる。そういったことも考えられるのかなと思います。

部活動、この問題とはちょっとずれてしまうかもしれないんですけども、そういったことも考えられる部活動について、部活動というものは一体どういったものとして捉えているのか町の見解を伺いたいと思います。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(古川庄平君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

部活動で一番大事なことは、よく勝つことが目的という方もいらっしゃるんですが、それは勝つことを目的にしなければ頑張る気持も湧いてきません。しかし勝つことだけを目的としているのであれば、学校の部活動としての意義は半減していくのかなと思っております。

勝つこと以外に子どもたちの悩みを聞いたり、それからいろんな子どもいますので、スポーツが嫌いな子、実はあまりやりたくない子、練習したくない子、私も実はその一人として、あまり部活動は積極的に参加したくないほうでした。

しかし、そういう子どもたちもある一定時間の中で友だちとの関わりを通して自分の技能を高め、そして試合に出て、そして勝った、負けたということの中から喜びであったり、また達成感であったり、いろんなものを習得するのかなと思っています。

中学校の部活動で一番難しいのは、どうしても勝つことを目的とすると、指導者のほうから熱が出てきてしまうと、相手の気持を考えない言葉がつつい出てしまうことがあります。そういう言葉で発奮できて頑張れる子どもさんはいいいんですが、中にはそういう言葉でもって自信を失い、そして学校に対して、又はその指導者に対して疑念を抱かせてしまう。そういうこともなきにしもあらずです。

この部活動活動指導員は、実は大変難しい一面もあります。教員の多忙化解消をある一面では補っていますので、その指導の時間は指導する教員がいません。もう完全にその部活動活動指導員の方に全てお任せしてしまう。無条件じゃないとこの制度が利用できないという、そういう制度であります。

今、坂下町のボランティアで多くの方がかかわってくださっていますが、その方々は顧問の先生と一緒に児童生徒の運動のほうを見ていただいています。本当に頭が下がる思いです。これが部活動活動指導員になってしまうと、先生はそこに入ってはあの時間いけないことになってしまうので、そういう面ではちょっと危険性というか、生徒指導面でちょっと心配な部分も残る制度かなというふうに感じています。

しかし今後中学校で生徒数が減少すれば、配置される教員数も減少します。部活動、教師一人体制では教えていません。一人体制だと教師の言動によって子どもがもしいやな思いしたときにはフォローできませんので、必ず教師二人以上で部活動しておりますので、きめ細かく子どもたちを見ておりますので、どうしたら中学校でその部活動活動指導員を有効に活用しながら、また地域の人材をどうやったら力いただきながら中

学校の部活動を変化していけるのか、なお、今後中学校のほうとは十分話し合いをしていきたいと考えております。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

制度というものは便利な一面もあるがということだと思うんですけども、今現在中学校の部活動でご覧になって、この制度が、何て言うんでしょうね、合うとか合わないとかでしょうかね。適合するとか。町の部活動のあり方に沿っているかどうか、どのようにお考えでしょうか。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（古川庄平君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

今、中学校の部活動はさまざまな部活動で、ボランティアで多くの方が自分のお仕事の都合のつく時間、又は来れる時間に子どもたちの指導をしていただいています。中にはスポーツクラブハンビィで指導していた方々が継続して生徒の指導に当たっていらっしゃる方もおられます。

そういう面では教師と一体となって、同じ方向を向いて指導できるので、大変、私から見れば好ましいというか、大変力強い支援をいただいているなと思っています。

これが部活動活動指導員になってしまうと、ある面では教員の多忙化を解消するためのいろんな縛りが出てきてしまいますので、果たしてその部活動指導員としてやってくれる方がいるかどうかということが大変心配になります。

中学校のいろんなトラブルの半分くらいは部活動があります。友だちからこう言われた、それから先生がつい依怙最負をしてしまうとか、担任として、担当して依怙最負しているわけじゃないんですが、自分がやはり試合に出れないとか何かになってくるとどうしてもそのところであの先生は誰々さん、誰々君のところばかり見てるんじゃないかという気持ちがどうしても子どもたちにはわいてしまう傾向があります。

そういう意味では複数の目で子どもたちを見ていくというのはすごく大事なことでありますが、ある一面、そういう中学校で部活動の指導者としてやはり子どもたちを実際に指導した経験のある方でないとなかなか今の思春期のいろんな思いのある子どもたちを目の当たりにして、部活動だけの時間をうまく子どもたちと関わり合っていく、そういう指導者というのは大変少ないのかなというふうに思ってます。実際に教育の数が少なくなれば部活動をどのように再編するかも問題となってきますが、生徒がやりたい

部活動をできるようにするためには、その際には部活動指導員という形でお願いせざるを得ない、そういう時期もくるかなと思います。

それについては十分に慎重に検討させていただいて、できれば気軽に先生方と部活動について力を合わせていただける風土がこの坂下町には残っておりますので、そういう方々の思いを大事にして、まずは進めたいなと思っています。

ボランティア、ボランティアと言いながら本当に申し訳ないという気持ちでもおるんですが、そのときに1時間500円でも1,000円でも交通費くらいはと思ってしまうと、誰にそれを払うのかその線引きが大変難しくなってしまう一面もありますので、十分そこは研究していかくちゃいけないなというふうに思っています。

◎2番（赤城大地君）

議長、2番。

◎議長（古川庄平君）

2番、赤城大地君。

◎2番（赤城大地君）

ぜひ活用してはいかがかという意図での質問だったんですけれども、今、教育長からとてもいい議論ができたなと思います。その中で1点だけご質問させていただきたいんですが、文科省だったり県中体連の方針では、運営していくためには市町村の学校設置者がですね、規定や研修の内容を設定する必要があるということなんですけれども、これら事務についての進捗状況をお伺いしたいと思います。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（古川庄平君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

実際にその部活動指導者が入ってこられますと、まず第1に大事にしくちゃいけないのは教育課程になります。学校での教育の方針がありますので、その課程を、その計画を無視してまでその方が勝手に計画を練って子どもたちを集めて練習を行うということが不可能になります。したがって学校の大きな流れの中でその部活動、ほかの部活動と同じく本来の狙いに沿った運動をしていただく。

それからその方にも当然体罰であり、又は暴言でありとかいろいろなトラブルもありますので、そうならないようなそういう指導というか、そういう指導も学校側ですする必要があります。

と同時に、部活動の練習試合、それからいろんなところに行ったときの顧問として実際に活躍していただきますので、怪我が起きた場合の対応の仕方、それから保護者への連絡であったり、それから部活動を実際に保護者のほうと連携していかなくちゃいけないので、保護者の誤解が生じてしまわないようなお便り等出したりとか、さまざまな

やることがたくさん出てきます。

そういうことを踏まえた上での部活動指導員ということですので、身分は教員と同じ身分が保障されますので、もし体罰等いろんなことあった場合にはそれなりの処分を受けるという、そういう大変重い職務を背負っていかれる方になると思います。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

それは、例えば部活動指導員を運用していくためには、町の規定の整備、教育課程とかあったかと思うんですけども、部活動指導員の要項というのかわかんないですけども、それらの整備は町はなされていますでしょうか。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（古川庄平君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

公立学校の部活動指導員設置促進事業という、そういう県の要項ありますので、それに基づいて町のほうはやっていくことになります。実際に国が 3 分の 1、県が 3 分の 1、町が 3 分の 1 のお金を出して運営していくそういう事業になります。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

これについては来年度も文科省の 15 億円で予算概算要求が上がっているということで、来年以降もさらに県だったり国だったりからお話があるかとは思うんですけども、ぜひとも子どもたちにとって一番良い選択ができることを切に願います。

それでは、続きまして第 1 の質問について再質問させていただきます。

これにつきましては、まずご確認させていただきたいんですが、町は今までの、今までのというのは今年度のやり方を継続していくというような理解でよろしいでしょうか。

◎教育課長（青木睦昭君）

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

今年4月からということで、教育施設の利用、鍵の開閉等については3月に説明会を開催して利用者の団体責任者の方にお話して今まで至っております。今後のあり方についてであります、やはりその会議録あたり見させてもらいますと、やはり時間、練習時間が今までどおりにしてほしい。鍵は次の日返してもいいですかとかというような部分がいろいろ出されていまして。

その部分も踏まえまして9月で半年になりますので、そういった部分やはり事務局ではわからない部分もありますので、今後ですね、もう一度利用団体の方にお集まりいただきまして、利用、今後どうすべきかというふうにもやっぱり話していかないとしょうがないかなという部分持ってますので、ただ、練習時間については先ほどもご回答申し上げましたが、練習の工夫とかという部分でできるだけお互いにできるところはできるというようなことで話し合いの場が持てればなというふうに思ってますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

安心いたしました。本当に今年はじめ、1 月からずっとお話をさせていただいております。ようやくこのお言葉をいただきまして本当に、まずはもう一度利用者の団体とお話してほしいという願いでございます。

一つだけ、先日ですね、今までとっていなかった使用料をとることにするというお話がありましたけれども、これについてはこの鍵の件ですね、鍵の件というか利用方法の件について併せて一緒のこととして各団体と十分な協議をしていただきたいんですけどもいかがでしょうか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

使用料条例を変えるということで、受益者負担を求めるような形で進めてまいりますが、その中身につきましては、やはり利用者の方々と事前にきちっと説明をさせていただいて、理解を得た中で進めていきたいというふうに考えております。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

ありがとうございます。本当に半年間、このお言葉をいただけるまでちょっと長かったなと、本当に思います。ひとつですね、最後に今回のことで町民の皆様からいろいろな声を伺いました。それを皆様にお伝えして質問を終えさせていただきたいと思います。

ここにいる皆様だけでなく、庁舎にいる職員の皆様全員に届けばいいなと思うんですけども、多少苦言と捉えられるかもしれないんですけども、ご了承願いたいと思います。

皆様は日々職務にご精励なさっていると思います。またそのことについて心より感謝申し上げます。

しかしながら、今回のことについては皆様はご自分のお仕事のことしかお考えになっていらっしゃらない。ご自分のお仕事が、判断が町民にどのように波及し、どのような結果をもたらすのか、まるでお考えになっていらっしゃらない。そのように感じてなりませんでした。

どうか今後、そのことを心に留め置かれましてお仕事をなさっていただければ一町民として幸いです。以上、質問を終えさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

これもちまして、赤城大地君の質問を終結いたします。

次に、通告により、横山智代君登壇願います。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長（古川庄平君）

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

3 番、日本共産党、横山智代でございます。通告の順に従いまして壇上より質問いたします。

日本全国でいたるところでずっと人口減少、少子高齢化が叫ばれ続けております。この坂下町も毎年人口が減り続け、町の中だけでなく、周囲の農村地区でも空き家が目立つような状態になっています。特に目立つのはやはり大きい建物です。小学校、幼稚園など統廃合によりましてそのまま残っている建物がやはり気になります。取り壊すなどという話も聞いていたように思いますが、現在でもそのままの状態です。

人が住まなくなった建物は劣化が早く、どんどん傷みが進んでまいります。まるで活力のない地域といった感を醸しだしています。今後どのようになるのでしょうか。また、活用はできないものなのでしょうか。

そこで、一つ目に学校統廃合などによる空き建物、小学校、幼稚園などを今後どのようになさるのかお伺いいたします。

二つ目に、国民健康保険税について伺います。国民健康保険、現在では都道府県管理になり、その1年目が今現在行われてきましたが、この国保税の滞納、そしてそれに伴う資格証明書の発行の実態はどのようになっているのでしょうか。

二つ目、国民健康保険税の子どもにかかわる負担軽減について、子どもの均等割りについてお伺いいたします。

三つ目、現在、会津坂下町ではごみ袋有料化でございます。ごみ袋の有料化が進んだところ、最近では同じように、坂下町と同じような値段のごみ袋が県内でも使われているところが多数あるようになりましたが、会津管内で一番高いと言われているごみ袋、この度の消費税増税に伴って値段が変わるようですが、それについてもう一度考えの余地はないのかお伺いをいたします。

四つ目に、職員の適材適所への配置についてです。これにつきましては、毎回壇上にて質問させていただいているような内容になりますが、現在の職員の方々の必要な人数の配置はどうなっているのか。本当にその部署にそれだけの人数が必要、又はこの人数でこの部署で間に合っているのか、それについてお伺いしたいと思います。

二つ目に、職員のやる気を損なうようなことには、その人数の配置によってなっていないのか。一つの部署に長い期間配置させないというような方向で検討なさっているのか。一つのお話は前にも伺いましたが、中には1年で部署替えになったそんな職員もおります。それについてどのような考えのもとでこのような形になっているのかお伺いをしたいと思います。

以上をもちまして壇上よりの質問を終わらせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

休憩のため休議といたします。

（午前2時01分）

再開を午後2時15分といたします。

（休議）

◎議長（古川庄平君）

議事を再開します。

（午前2時15分）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

3番、横山智代議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第1の1についてお答えい

たします。

全国的にも、老朽化した公共施設の維持・更新に係る費用や人口減少及び少子高齢化に伴う利用需要の変化に対応した公共施設のあり方が大きな課題となっております。

町でも、公共施設の約半数が耐用年数を経過しており、その更新等に要する費用が財政に大きな影響を及ぼすことから、計画的な長寿命化・更新・複合化等により財政の負担軽減を図る必要があります。

本町では、学校統廃合により未利用となった施設の有効活用方策を検討するため、平成 25 年に「会津坂下町町有財産審議会」を設置いたしました。審議会では、耐震基準を満たさない施設については、「将来的に解体する」といった答申がなされております。

また、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を策定し、「長寿命化への取り組み」、「施設保有数量の適正化」、「まちづくりとの整合性の確保」の基本的な考え方に基づき、各施設ごとの方針を定め、施設の適正な維持・管理に努めているところであります。

現在、学校統廃合により遊休施設となっている施設は、若宮・片門の小学校・幼稚園の 4 施設であります。これらは、老朽化も著しく、個別施設計画において「売却・解体」との方向性を示しております。

しかしながら、財政的な面からも、直ちに解体することは困難であり、当面は施設の定期的な点検等を実施し、安全面を十分確保しながら、維持・管理に努めてまいります。

なお、施設の売却・貸付等の有効活用については、その可能性をあきらめるものではなく、利活用を希望する団体等があれば、町として積極的に働きかけるとともに、支援策を講じてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第 2 及び第 3 についてお答えいたします。

はじめに、第 2 の 1 についてお答えいたします。

国保税の滞納状況につきましては、決算額で平成 28 年度は 7,022 万 1,454 円、平成 29 年度は 6,844 万 195 円、平成 30 年度では 5,502 万 1,736 円となり、前年度対比で 1,341 万 8,459 円の減となりました。

年々国保の加入者が減少するなか収納率の維持向上につとめた結果、平成 30 年度における現年度収納率は 95.79%となり、ここ数年でもっとも高いものとなりました。

資格証明書の発行状況につきましては、10 月 1 日現在で、平成 28 年度は 35 世帯、平成 29 年度は 40 世帯、平成 30 年度では 19 世帯となり、前年度対比で 21 世帯の減となりました。

平成 30 年度で資格証明証の発行世帯が半減した理由ですが、一般の保険証より有効期限が短い短期証を発行し、滞納されている方と折衝する機会をつくり、加入者の健康状態にも注意しながら国保税の収納率向上に努めた結果と考えております。なお短期証の発行状況は平成 28 年度で 59 世帯、平成 29 年度で 79 世帯、平成 30 年度では 72 世帯でした。

次に、2 についてお答えいたします。

国保税の算定はその年に予想される医療費から、加入者が病院の窓口で支払う一部負担金や県などの補助金を差し引いた残りが国保税の総額になります。その総額を、加入者の所得に応じて算定される所得割、加入者 1 人ごとに算定される均等割、加入世帯ごとに算定される平等割の合計により国保税を決定し世帯ごとに通知しております。

また国民健康保険には社会保険とは違い扶養という考え方はなく、加入者すべてが被保険者となります。そのため生まれたばかりの赤ちゃんでも生まれた月分から月割りで算定した均等割額がかかります。

国保税の軽減につきましては、加入世帯の加入者数や所得状況により、均等割、平等割を対象に 7 割、5 割、2 割の軽減を実施しておりますので、現在の国民健康保険の運営状況からしましても、議員提案である 18 歳未満の子どもに対する均等割の減免を実施することは非常に厳しい状況にあります。

次に、第 3 についてお答えいたします。

消費税率が 10 月より、8%から 10%に引き上がり、日用品なども引き上げられることに伴い会津坂下町指定ゴミ袋及びごみ処理シールの販売価格を改定いたします。

ゴミ袋の改定については、納入業者・商工会・町 3 者で改定率を協議し同意したものを、8 月 19 日に開催された会津坂下町廃棄物処理施設整備基金運営委員会の中で説明し了解を得たのち、文教厚生常任委員会及び議会全員協議会において説明をさせていただきました。

改定の内容ですが、議員皆さまにお示ししたとおり、算出については 5%時を起点に消費税のアップ分を商品に転嫁するなど、基本的な考え方の 7 項目を明示いたしました。これまでどおり町の歳入となる手数料は、廃棄物処理施設整備基金へ積立を行っていきます。

平成 28 年第 2 回定例会でも同議員に答弁させていただきましたが、ゴミ有料化の取り組みについては、ごみ減量化の推進と負担の公平化を目的に実施しており、特にごみ排出量の削減にとっては有効な手段であります。

今回の消費税改定に伴い町民の皆さまへの負担は増加しますが、ごみの排出量の抑制にもつながると考えておりますので、引き続きごみ処理有料化を維持してまいります。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(古川庄平君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私からは、ご質問の第4についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

本町の職員数につきましては、会津坂下町定員適正化計画に基づき管理しており、平成29年度は179名、平成30年度は172名、本年度は171名となっており、平成29年度と平成30年度の比較では職員数が7名減少し、本年度はさらに1名減少している状況となっております。計画された職員数の中で、適切に住民サービスを提供していくため、また、行政組織を活性化し、職員の執務意欲を喚起するため、効果的・効率的な人材の配置、すなわち、個々の職員の能力を活かした適材適所への配置・活用は、大変重要であると認識しております。

また、組織につきましても、年間を通した事業量の判断や事務事業の整理統合などに合わせて、継続的に見直しを図り、配置職員数の適正化に努めているところであります。

次に、2についてお答えいたします。

職員の配置につきましては、異動等を申告する自己申告書に基づき、副町長・教育長及び総務課長が職員一人ひとりと面談を実施し、職員としての目標や意欲等を把握した上で、適材適所の配置・活用に努めているところであります。

また、職員を育てる観点から、特に若年層においては、概ね3年を目途に異動の対象とし、早めに役場業務全体を知ることとを目的としながらも、面談の結果を踏まえるとともに、人事評価による職員の能力・意欲の評価や業務における成果の評価、職務履歴などを考慮し、配置を決定しており、これにより職員の個々の能力を活かせるよう努めているところであります。

◎議長(古川庄平君)

再質問があればお願いします。

◎3番(横山智代君)

議長、3番。

◎議長(古川庄平君)

3番、横山智代君。

◎3番(横山智代君)

それでは、空いている建物について伺います。先月行われました若宮小学校跡地の校庭で行われた防災訓練の際、同僚議員、それからそこに居合わせた消防の若い人たちと一緒に話もしていたんですが、あの建物を結局取り壊すのかどうかというような話になったときに、あれを活用して、それで各教室ごとにうまくそれを活かすような取り組み、又はそういった活用方法を検討しているのかどうかという話が出てきたんですが、そういった教室を、各教室一つひとつを利用した活用方法などということは話にはなっていないのでしょうか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

教室を分割して、教室そのままを使っていくというような具体的なのは今ないような状況です。そのフロアを全体として使うということができれば、そういう会社とか団体が来てくれれば何とかしていきたいなとは思ってますけども、その分割した中で、例えば1階のフロアを、10個教室があれば10分割した中でそれを使っていくというような具体的な考え今持っておりません。

◎3番（横山智代君）

議長、3番。

◎議長（古川庄平君）

3番、横山智代君。

◎3番（横山智代君）

最近いろんなところで、それこそ東京都内でもそうですが、空いているビルの中の建物の中のその一つの空間を一つずつ利用するというような形の使い方がいろんなところでなされているように見受けられますけれども、それに対して坂下町でそういった建物があって、そしてそれを有効活用できるような方はいますか、というようなそういった前向きな発信はしているのでしょうか。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

遊休資産として登録してますので、多分使える方がいれば使ってくださいというようなお知らせはしてます。ただ、都会のように、例えば野菜工場のように、例えば一つの教室の中で完結できるというような部分であれば、やはりそれは使ってもらってかまいませんけども、契約自体が一つひとつの教室にすることじゃなくて、あくまでも建物としての利用を契約としていきたいなというふうには考えてます。

ですので、例えば人が集まるような目的では、今の若宮小学校を使うようなことはできませんので、その辺の制約もあるということをご理解願いたいと思います。

◎3番（横山智代君）

議長、3番。

◎議長（古川庄平君）

3番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

建物とかそれから回りの環境で違うとは思いますが、例えば只見町の布沢地区にある布沢の分校跡、あそこは一つの建物全体で使っていますが、そこを宿泊施設兼回りの人たちのコミュニティーの場として、で、あそこの布沢の地区の回りにはブナの原生林もありますので、そこを散策しながらというようなことももちろん可能なんですけれども、全体を2階を宿泊施設にして、そしてその中に厨房を、結局昔使った家庭科室とかそういったところを厨房施設として、そのほかの教室その他はいろんな各研究する人たちは研究する人、それから来た人たちがそこでいろんな活動をするというような形で、大きさはもちろん片門とかそれから若宮小学校ほど大きなところではありませんが、そういった活用をして只見の奥で活用している分校なんて、という形もあるんですが、そういった形で町として今宿泊施設がない中、それを活用するなんていうことにはならないでしょうか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

学校があれだけ残るということで、その有効活用をどうするかという議論の中ではそういった話も確かにありました。ただ、町として、じゃ、具体的にそういった方向で施設の有効活用を図っていくかという部分については正直、具体的な案としてはなっておりません。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

やはり外に発信しなければ、いくら登録してあるからといってそこを使えるというような意識で見ている人たちは出てこないと思うんですね。そんな中でやはりもっといろんな形を使って、やはり坂下町で、例えば片門の場合ですと、それこそ目の前に只見川があったりとか、そういった環境を活かしてできるというような何か新しい発信方法を使って今あるものをただそのまま置いておくのではなく、やっぱり活用するというような方向でぜひ考えてほしいと思うんですが、見てみると、例えばおそらくあれは休憩室かなんかだと思うんですけど、若宮小学校の校庭から見ると障子の部分はもうどんどん剥がれ落ちて、まるでお化け屋敷のように。だったらあそこを全部お化け屋敷にして活用するという方法もあるのかなと思いますね。

でもそういうことだって何か一つの手立てとして、今いろんなところでそれこそ FTB

だったかラジオ福島だったか、何か会社全体をお化け屋敷にしてというような取り組みをね、この夏ありましたけれども、とにかくやはり今あるものを有効に活用するという方向を何か坂下町の場合では、ここは使わなくなったからというとそのままだ置いておくだけ。

それに対してもっといろんな人たちの、若い人たち、若い職員の人たちもそうですが、そういう人たちの意見も借りながら、もっと活用する方向の手立てというような前向きの方に転換できないんでしょうか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議員のおただしのその発想の転換という部分では、私たちまだまだ足りない部分があるのかなとは思いますが。ただ、なかなかそういうのも本当にアイデアとして出ても、それを具体的にどう進めるかという部分でなかなか壁があったりしているのも現状にあると思います。

今、若宮も片門もある一緒の方から話があって、どうにかして使っていきたいという話があります。まだこれは決定でもありませんし、それに向かって今国との協議ですとか、そういったものを今進めているんですけど、うまくいけばそういうことも可能になるかもしれません。

ですので、今ある話を大事に町としてはゆっくり、温かく育てていきたいなと思いますし、そういったものが今度また振り出しに戻れば、議員がおっしゃるようないろんなアイデアの中で発信しながら活用を図っていきたいというふうに考えてます。

最終的に除却ですけど、使える部分であればそれは使っていきたい、有効活用していきたいというふうに考えてますのでよろしくお願いいたします。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

町でおそらく管理をしてるのかと思いますが、駅の南側の県職員アパート、この春ですべて退去されて今誰も住まない状態。本当にまるでお化け屋敷のように、回りは草ぼうぼう、それから置いていったいろんな品物もそのまわりすごく乱雑な状態になって、テープが張られた状態ですから、あそこを高校生、それから中学生、いろんな学生たちも通る場所です。

夜になると真っ暗で、あそこを前に聞いたところでは町が管理しているというような

話も聞いたんですが、それもやはりこの前同僚議員とかほかの人たちも、駅に近いからあそこを一つひとつ居室になっていたわけですから、あそこをうまく活用して、それこそワンルームマンションのように、それこそホテルがない代わりにそこをうまく活用するなんていう形で県に話をできないのかしらね、なんていう話も出てきたんですが、それこそまだ突飛もない発想で申し訳ないですけど、それについては今後県のほうではどんなふうにするような予定でいるんでしょうか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

県職員住宅につきましては、県から町が譲渡を受けたものですから、所有は町なんです。ですので、今議員おっしゃるように今年の3月の人事異動で皆さん転居されて全て空いてるような状況ですけども、あそこの活用を図るにしても、それはあの建物をどうするかも含めて権利は町で考えていかなければいけない建物になってます。

◎3番(横山智代君)

議長、3番。

◎議長(古川庄平君)

3番、横山智代君。

◎3番(横山智代君)

それではやはりあれをそのままにしておけばまた同じようにお化け屋敷のようになって、どんどんどんどん荒廃していくだけになってしまいますし、あそこは本当に学校のすぐ前ですし、駅からそれこそ列車からもすぐ見える場所になりますので、それをいかに有効に活用するなり、どういう手立てであれをこの後維持していくのかということも含めて、ぜひ前向きに捉えて、そういった情報をやはり発信していただければ、私たちも、今私たちもというよりもほかのかたちでご存じだったかもしれませんが、町が所有するという話も聞かなければもちろんわからない。で、それを発信して行って、やはりそれを有効に活用する手立てを今後やはりぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に移らせていただきます。二つ目の子どもの均等割りについてと、それから国保税についてお話を伺います。

この度の、先ほどのお話で国保税の状況ですけれども、資格証明書の発行についてのお話で、資格証明書よりも短期証のほうで対応してきたというお話を伺って、一つには有効なすごい取り組みじゃないかなとは思いますが、資格証になるとまた1年から1年半というような形の滞納の人とかという形になりますけれども、県のほうの国保の関係者の方たちと私ども共産党の議員団で何度か協議をした結果、去年もそうですが、会津

坂下町では大変国保に関しても前向きに捉えていて、とても勉強してらっしゃるという
ような形のお話は伺ってはありました。

そんな中でこの短期証の発行はすごく有効だとは思いますが、現在その短期証発行
している方たちが、やはり全てそのまま、短期証のままでという形というのは難しいと
は思うんですけれども、やはり今まで資格証、全ての人たちに資格証を渡さなかった、
渡さなかったというか、短期証だけで済ませていたんでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

順番としますと、短期証、それから悪質というような、ちょっとはばかりますけれど
も、それでもどうしてもその滞納の状況に応じていただけない被保険者の方に対しては
資格証ということで今まで出させていただいております。

しかし、証明書ですけれども確かに医療機関の窓口で一度 10 割の医療費を払って、そ
して後からその 10 割分を払った後で、後から戻るといような形になるわけですので、
確かに医療機関にかかりづらいという点はあるかとは思いますが、ただし納税相
談とか、あとそれからいろんな滞納に対する相談に対して応えていただけないというこ
ともありましたので、そういった方に対するしょうがないというか、そういうことの対
応で措置を取らせていただいております。

国保税を納めてられるほかの被保険者の方との公平を図るという点もありますので、
そういったことでやむを得ないということで進めさせていただいたのが資格証明書の
対応でございます。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

悪質な方という、やはり何人かはいらっしゃるのかもしれませんが、短期証なり、
証明書で医療にかかって、結局 10 割払って後で申請すれば 7 割戻るとい形ですけど
も、そうするとその時点で 7 割戻ったとしても滞納分があればその時点でその滞納分と
してそれはもちろん町のほうでその分は引き去るとい形になるわけですね。

そうなる、そうなる、というよりも、結局は本当に大変な人というのは、払うのに
大変だから結局滞納してしまう。そういった中で仕方なくという形でそれを短期証なり
証明書という形で、資格証明書という形で対応、やってもらしかないといような状
態でやってる人たちも多いと思うんですが、そんな中で、もしそうなった場合にはやは

りその都度懇切丁寧にその方たちと向き合っているいろいろな解決方法としてのそういった取り組みをしていただいているんでしょうけれども、いかがでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

滞納されてる方、確かに家庭の状況とかいろいろあるかと思います。自立面の支援という関係の中からも国保の滞納者に対する対応ということで私たちのほうでも窓口において真摯に対応しているつもりでございます。

国保制度というのはいわゆる相互扶助ということになります。そういった意味で滞納をできるだけ少なくするという意味も含めまして、短期保険証、それから資格証明書ということの制度ができていますので、町としましてもそういった制度に基づいてやっているということを理解のほど願いたいと思います。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

こういった形でいろいろ対応していただいていると思っております。

それで子どもの均等割りについてですが、以前生活課のほうに 18 歳未満の国保の対象者の人数は大体どのぐらいなのかということでお伺いしたことがあるんですが、それについては出ているのでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

世帯の平均的な人数ということでちょっと調べさせていただいたのが、国保の 1 人当たりの人数ということで 1.6 人ということで出させていただいております。それで、国保全体の世帯数ですけれども、2,309 世帯ありまして、先ほど私の答弁のほうでも低所得者の軽減措置ということでお話をさせていただきましたが、2,309 世帯のうち軽減に該当する世帯というのが 1,267 世帯で、55.5%、額にしまして 5,510 万 1 千円が軽減されております。

そういったことが現行法に基づいた運用ということでやらさせていただいております

ので、そういったことでお答えさせていただきます。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

具体的には 18 歳未満の子どもの数までは把握していないということですね。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

正確な人数ということでちょっと時間がないので平均的に 1.6 人ということで出させていただいたわけですが、もうちょっと時間がありましたら人数等については正確に出したいと思います。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

会津若松市の場合は 2,400 人程度の子どもさんが、18 歳未満の子どもがいるということですが、現在のところ子どもの均等割りということで、先ほどの説明の中にもありましたように、生まれたときからもう子ども 1 人につきいくらかという形で保険がかかってくる。税金がかかってくる。そうすると、子どもの数が増えれば増えるほど国保の世帯は額が大きくなってくる。

これは一般の社会保険ないしそういう協会健保の場合は、各会社その他はその子どもの数、人数には関係なく計算されて払っているわけですね。

そうなるともう本当に差が大きくて、大まかに国全体の形でいくと協会健保と、それから国保の差はそれこそ各世代間で平均しても 7 万から多いところで 10 万近くも差が開いてくる。そのぐらい大きなものになる。

そして子どもが生まれたときから税金がかかって、子ども 1 人、2 人、3 人と、今少子高齢化と言われている中で子どもが増えれば増えるほど税金が大きくなるというのはやはり子育て日本一提唱しながら、これから進んでいこうとする坂下町としては、やはりそれに逆行するような性格になってきてしまうんじゃないかと思うんです。

ただ、財政状況の中大変厳しいということは重々わかっておりますが、現在、子ども

の均等割りの減免の自治体が全国で 25 市町村にのぼっています。村ではまだですので 25 市町になりますね。福島県内では南相馬市と、それから白河市が来年から子どもの均等割り減免が行われます。

それで、高校生世代まで所得制限なし、第一子からという形の市は旭川とか仙台、取手、それから一宮とかいろんな大きな市も入っていますが、そのほかに全額免除という形で行われようとしているのが岩手県の宮古市とか、福島県の南相馬市、それから来年度から行われます白河市が全額免除という形。

それから第二子、第三子以降の子どもの減免という形、多子世帯減免ですね、所得制限を設けて対象を大学生世代まで広げる自治体も今徐々に増えてきているというそんな形です。

全国知事会などによる国に対して均等制の見直しを要求しているようなそんな状態の中ですので、大変な状況であることはみんな、町もそれから各家庭、住民の方たちもみんな同じだと思うんですね。そんな形で今すぐ実施とかいうよりも、そういった形で国保税でくらしていらっしゃる方々は子どもが生まれた時点で、それが 1 人、2 人、3 人と増えれば増えるほどその国保税が大きくなっていくということを考えながら、これからやはり坂下町でもぜひ考えていっていただきたい項目だと私は思っております。

続きましてごみ袋の件ですが、消費税が 10%に増税するということで大変住民生活の中でもかなり生活にやっぱり影響を与える。そういった中で行われる中ですが、町の取り分もちろん、それも積み立てに使われるということも重々考えますが、今このとき、この状態のこのタイミングで 10%になるからといって、このごみ袋までも一緒に上げてしまうという形ではなく、やはりもう少し据え置いて、その後やはり住民の方々にもお話を伺ってというような形の取り入れられないのでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

これはごみ有料化の根本的な考えになっているかと思います。先ほどの答弁の中でもごみ有料化ということは継続したいということでお話させていただきましたが、確かに会津管内においてはごみの有料化は実施してるのは会津坂下町だけですが、全国的に見ると 4 分の 3 がごみの有料化ということで実施しております。

なぜ有料化するかというのをいまさらながらご説明させていただきますが、やはりごみの減量化、これやはり地球規模での資源の有効活用とか、あとそれから温暖化にもつながってくることも一理ありまして、やはりごみ減量化を一生懸命やっている人とそうでない人というのはやはり差をつけるべきじゃないかというのがごみ有料化の根本的な考えにあるかと思います。

そういった会津坂下町が会津管内で一つだけしか実施しておりませんが、もは

やごみ有料化というのは全国的な流れということもありますので、そういったことでいまさらながら町民の方にもごみ減量化について再度認識していただきたいなと思いますので、そういったことで答弁にさせていただきます。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

全国の流れは流れ、会津坂下町は会津坂下町だと思います。その中で、ごみの減量化につながっていくということですが、どのぐらいの減量化になっているのでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

確かに会津管内でごみ有料化しているのは会津坂下町ですが、会津管内のごみの平均排出量というのがあるんですが、それに比べると会津坂下町は2割も減量になっている状況があります。

特に一番大きいところと比較しますと、3割以上少ないということがありますので、確かに効果が出てるといふふうに私どものほうでは考えております。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

以前にも一般質問でお話いたしましたが、会津若松市ではごみの袋も規定はなく、何の袋にでも入れて出していいという形でやはり不法投棄といいますか、通勤にいくついでに出すんじゃないかというような話で入ってきましたが、通り道、結局以前もお話したように、私のところに入ってきたのは、御旗町、城西町、あの辺の道路沿いの中でいつも何か不自然に思った方が調べると、中にやはり紙とかレシートなり何なり、住所が書いてあったのかどうか分かりませんが、どうも坂下町の方らしいというようなごみがあるままごみ捨て場に、やはり通勤のときにやはり置いていくというような話がやはりいつも係りの人とか近所の人には見えているわけですね。

そうすると、そういうのがやっぱり話が出てくるんですが、そういったものも危惧さ

されるということでもとても恥ずかしい話で、本当にその町内の方には申し訳ありませんと、私が謝ることではないんですけど、そんな形もあったんですけども、この減量化についていつも町で減量化、それからごみの出し方、今日もそんなお話が出ておりましたが、それについてお知らせで、紙に書いてあるだけでは通用しない部分もあると思うんですが、紙でお知らせする以外の手立てとして、何か方策はないんでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

出前講座等の依頼があれば、私どものほうで直接指導ということもさせていただきま
すし、あとそれから環境美化推進委員という制度もありますので、定期的に講習会等も
開催しまして、その中で美化推進の方にも指導しているところであります。

あとそれから今会津若松市のごみの問題出ましたけれども、会津若松市のごみの問題
について私のほうで言うのはちょっと抵抗ありますけれども、会津若松市においてもご
みのやはり減量化ということで将来的に有料化を今後考えていきたいというような話
はありまして、今後のごみ処理基本計画の中に有料化の時期については明記したいとい
うような話もちょうと聞こえているところであります。

ですので、有料化については坂下だけの問題ではもうすでになくなってるということ
を改めて理解のほどお願いしたいと思います。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

その減量化に伴って、今世界的に問題になっていますプラスチックごみについて、こ
れについてはどのような考えでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

プラスチックごみについては、会津坂下町は会津管内でいち早くプラごみの分別とい
うことを実施させていただきました。そして、会津広域の中間処分施設においても、会
津坂下町の分別については管内で非常に優れているというような評価を得ているとこ

ろであります。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

プラスチックのごみについてはほとんどが今まで買い取りという形で、世界的に見れば結局韓国とかそれから中国に対する輸出というような形で今までも進められてきたはずなんですが、今のこの状況、世界的な中国、韓国とのこういった流れの中で、今後プラスチックごみについてはどんな感じになるのでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

プラスチックごみの輸出の問題については確かに日本だけじゃなく世界的な問題となっております。その中で会津広域としてやるべきことは、国のほうの施策に乗るしかないというのが今のところお答えできる内容となっております。

それに基づいて私たちのほうでは分別ということでやらさせていただいておりますので、分別については今までどおり続いていくものと考えております。

◎3 番(横山智代君)

議長、3 番。

◎議長(古川庄平君)

3 番、横山智代君。

◎3 番(横山智代君)

じゃ、今までどおり私どもはプラスチックについては同じような観点で同じように続けていってかまわないということですよね。これがどんどん進んで、今度輸出ができなくなっただぶついてしまったなんていうことになってしまえば、今度はそのに対しても今度いろんな形で住民の人たちに対するいろんなお知らせをしていかなくちゃいけないとは思いますが。

次に適材適所の配置について伺います。職員の方々の異動なんですけど、1 年で異動になったような方もいらっしゃるんですけど、なぜ 1 年で異動になってしまうのか。その辺をお伺いしたいと思います。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

まず、答弁でも申し上げましたけれども、自己申告書という制度があります。各職員については全員これ書くというようなことで、以前にもこれ私申し上げたかもしれませんが、今までの経歴であるとか、あるいは今度異動したい希望の場所であるとか、そういったものを自分の研修の目標であるとか、健康の状態であるとか、そういったものを基にしまして、それで副町長、それから教育長、私も含めてというようなことで職員と10分ないし15分ぐらいの面談をしていくというようなところからまず始まるわけでございます。

その中で、どうしても1年でというようなことでありますけれども、中にはですね、係長に昇格するとか、あるいは班長に昇格する、課長に昇格するという場合には、これは1年でも私はやむを得ないのではないかなというようなところを思います。

それからあと、その希望の中で本人がどうしても今まで大学時代でこういう勉強をやってきたので、どうしても1年間やってみなければちょっと私には向かないというようなことのご意見をする場合もあります。その辺でやり取り、職員の、何ていうのかな、職場の雰囲気であるとか、そういったもろもろの健康状態であるとか、そういった話もいただきながらというようなことでその中でそういった話も含めた中で人事異動を決めていくというようなことであります。

ですので、今回の人事異動の中で1年で変わられた方も中にはこれはいるのもやむを得ないのかというようなところがありますけれども、なるべくやっぱり通常3年を目途というようなのが基本的という考え方で我々もおりますので、1年目はその仕事を一生懸命覚えてもらう。2年目にはその覚えたやつを今度は応用してもらう。3年目にはやっぱりこの次の人に引き継げるような、そういったスパンで仕事を、業務をこなしていただくというのが基本的な考え方でありまして、中にはそういったのがあるというようなことで、それはいろいろ個人との話し合いの中、あるいは上司との話し合いの中であるというようなことがありますので理解をいただきたいというようなふうに思います。

◎3番（横山智代君）

議長、3番。

◎議長（古川庄平君）

3番、横山智代君。

◎3番（横山智代君）

今の話で大体わかりましたが、住民の方々から入ってきた、入ってきたというよりも相談を受けた内容は、やはり役場の職員というのと、私たちにしてみれば行政のプロという認識がもちろん第一であって、他の住民の方々も行政その道のプロであってほしい。

にもかかわらず、例えば申告の時期になって行っても、私たちよりもわからない人がいたとか。それからどうしてこんなこととか、どうしてそれなりに役場でやはり私たちはもう本当に役場に行けばと思って来ている事務に、やはりその中で短期間に異動というよりもやはりその道に精通した職員は、やはりちょっと置いてほしいという希望もあるし、やはりそんな中で全て、もちろんパーフェクトにこなせる人がいるとは限りませんが、やはりそういう人たちは残していただきながらも次の人たちはその人たちを見て勉強しながらという体制の、そういった職員のやはり人事配置なりやはり活用法、そして育成方法という形で取り組んでほしいというそういった話がありますので、ぜひその点を考慮してこれからも適材適所の配置に努めていただきたいと思います。

以上で質問終わります。

◎議長（古川庄平君）

これをもって、横山智代君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の一般質問を終わります。

明日 10 日は、午前 10 時より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

10 日の議事日程は当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（古川庄平君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会　午後 3 時 00 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 9 月 9 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員